

菊 川 市

きくがわ市民生活ガイド

くらしの便利帳

2025 保存版



届出・手続き

施設料金

医療機関

教育

救急・防災

上・下水道

税金

住まい・くらし

環境

子育て支援

保健・予防

福祉

保険・年金

菊川市の魅力あふれる情報はここから▼

ホーム
ページ

Facebook



Instagram



X



LINE



YouTube

INDEX

INDEX	2
ケース別 INDEX	3

こんな時の問い合わせ先は… 4～5

施設案内 6

届出・手続き 7～9

住民異動・戸籍の届出	7
印鑑登録	8
特別永住者証明書に係る申請	8
各種証明書などの手数料	8
水曜日業務延長、日曜開庁	8
外国人相談窓口	8
マイナンバーカード	9

税金 10～11

市税について、納税について	10
滞納について	11
市税に関する証明・閲覧	11
税金に関する各種問い合わせ	11

国民健康保険・後期高齢者医療制度 国民年金 12～13

国民健康保険	12
後期高齢者医療制度	12
国民年金	13

福祉 14～15

高齢者福祉サービス・介護保険 など	14～15
障がい者福祉サービス	15

保健・予防 16～17

成人の各種検診、高齢者予防接種	16
小笠掛川歯科医師会訪問歯科診療	17
中東遠地域障がい者歯科診療	17

子育て支援 17～20

母子保健サービスなど	17
不妊・不育症治療費助成	18
各種助成制度・手当	18
一時預かり保育	18～19
しずおか子育て優待カード	19
放課後児童クラブ	19
子育て支援施設など、保育園	19
認定こども園、小規模保育事業所	20

教育 20

小学校・中学校	20
---------	----

環境 21～22

ごみについて、犬について	21
--------------	----

浄化槽設置事業費補助金	22
生ごみ処理機器購入費補助金	22
自然エネルギー利用促進補助金	22
菊川市省エネ家電製品購入補助金	22
猫の不妊・去勢手術事業費補助金	22

住まい・くらし 23～26

わが家の専門家診断事業	23
木造住宅耐震補強補助金	23
耐震シェルター・防災ベッド整備事業費補助金	23
家具転倒防止事業	23
感震ブレーカー設置事業費補助金	24
瓦屋根耐風診断および耐風改修事業補助金	24
ブロック塀撤去事業補助金	24
避難路・避難地沿いブロック塀改善事業補助金	24
菊川市若者世帯定住促進補助金	24
菊川市移住就業支援事業費補助金	25
菊川市結婚新生活支援事業費補助金	25
市営住宅、市営駐車場、コミュニティバス	26

上・下水道 27

届出・問い合わせ	27
水道料金と下水道使用料	27
下水道の費用	27
下水道への接続支援	27
漏水の点検をお願いします	27

救急・防災 28～29

平日夜間や休日の急病のとき	28
災害のときは	28
指定避難所一覧、被災者支援	29

市内の医療機関一覧 30～31

わたしの街のお医者さん	30
小笠掛川歯科医師会、小笠袋井薬剤師会	31

市内体育施設料金一覧 32～34

小中学校体育施設、棚草運動場施設、 河川防災ステーション多目的広場の貸し出し	32
市内体育施設抽選日程	32
市体育館、グラウンド、テニスコート、小菊荘グラウンド (ナイター含む)施設の貸し出し	32
市内体育施設料金一覧	32～34

その他 35～36

茶こちゃんメール、市LINE公式アカウント、 テレビのデータ放送	35
もしものときの気象情報	35
市役所・支所の電話番号	36

ケース別 INDEX

いざというときに

平日夜間・休日の救急	28
災害対策	28
指定避難所一覧	29
市内医療機関・歯科医・薬局	30～31
災害・気象情報の入手	35



学校生活

小学校・中学校	20
教育に関する相談	20



毎日の生活に必要なこと

ごみの出し方	21
狂犬病予防注射	21
水道の使用	27



医療・年金・介護

国民健康保険	12
後期高齢者医療制度	12
国民年金	13
介護保険制度	14～15



結婚

婚姻届の提出	7
国民健康保険	12
国民年金	13



亡くなったとき

死亡届の提出	7
国民健康保険	12
後期高齢者医療制度	12
国民年金	13



妊娠・出産

出生届の提出	7
国民健康保険	12
母子健康手帳の交付	17
妊婦健康診査	17
子育て支援教室	17
こども医療費助成	18



引越し

住民登録	7
国民健康保険	12
国民年金	13
上・下水道	27



子育て

母子保健サービス	17
一時預かり保育	18～19
しずおか子育て優待カード	19
放課後児童クラブ	19
子育て支援施設など	19
子どもに関する相談窓口	19
保育園	19
認定こども園	20
小規模保育事業所	20



スポーツ

スポーツ施設	32～34
--------	-------



くらし		
目的	窓口	問い合わせ
戸籍・住民基本台帳		
【市役所本庁・小笠支所で受付】 転入届、転出届、転居届、世帯変更届、出生届、死亡届、住民票の写しの請求、 戸籍謄本・抄本除籍などの戸籍証明書の請求、住基ネットによる住民票の広 域交付、特例転出入届、外国人住民の居住地等変更登録の申請	市民課住民記録係・戸籍係（市役所 1 階） 小笠市民課市民福祉係（小笠支所）	☎ 35-0917 ☎ 35-2811 ☎ 73-1111
【市役所本庁のみで受付】婚姻届、離婚届、転籍届、養子縁組届などの 戸籍の届出、特別永住者証明書の申請等	市民課住民記録係・戸籍係（市役所 1 階）	☎ 35-0917 ☎ 35-2811
印鑑登録		
実印の登録、改印届、印鑑証明の請求	市民課住民記録係（市役所 1 階） 小笠市民課市民福祉係（小笠支所）	☎ 35-0917 ☎ 73-1111
国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金	市民課国保年金係（市役所 1 階） 小笠市民課市民福祉係（小笠支所）	☎ 35-0915 ☎ 73-1111
マイナンバーカードの交付に関する受付	市民課住民記録係（市役所 1 階） 小笠市民課市民福祉係（小笠支所）	☎ 35-0917 ☎ 73-1111
税金		
市民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税、 国民健康保険税、納税、納税相談	税務課市民税係（市役所 1 階） 税務課資産税係（市役所 1 階） 税務課管理徴収係（市役所 1 階） 小笠市民課市民福祉係（小笠支所）	☎ 35-0912 ☎ 35-0913 ☎ 35-0918 ☎ 35-0910 ☎ 73-1111
※小笠市民課では 相談を伴わない 納税関係のみ		
自動車臨時運行許可		
自動車の新規登録や継続検査のための仮ナンバーの申請	市民課住民記録係（市役所 1 階）	☎ 35-0917
原動機付自転車等の登録・廃車・名義変更の申請	市民課住民記録係（市役所 1 階） 小笠市民課市民福祉係（小笠支所）	☎ 35-0917 ☎ 73-1111
埋火葬・改葬	市民課戸籍係（市役所 1 階） 小笠市民課市民福祉係（小笠支所）	☎ 35-2811 ☎ 73-1111
ごみ	環境推進課環境推進係（市役所 1 階）	☎ 35-0916
し尿のくみ取り	菊川地域：（有）菊川生活環境センター 小笠地域：（有）小笠衛生	☎ 35-4495 ☎ 73-2352
上水道（料金を除く）	水道課事業係（菊川市水道事務所 2 階）	☎ 73-1115
下水道（使用料を除く）	下水道課庶務係（菊川浄化センター）	☎ 35-0933
水道料金・下水道使用料	水道料金お客さまセンター（菊川市水道事務所 1 階）	☎ 73-1120
道路・河川	建設課管理係（市役所 3 階）	☎ 35-0902
公園の管理（下記公園を除く）	都市計画課都市整備係（市役所 3 階）	☎ 35-0931
指定管理公園の管理（菊川運動公園、菊川公園、和田公園、尾花公園、尾花運動公園）	NPO法人菊川市スポーツ協会グループ（市民総合体育館内）	☎ 73-5600
農村公園の管理（加茂農村公園、倉沢農村公園、稲荷部農村公園、富田農村公園、井之宮農村公園）	農林課土地改良係（市役所 3 階）	☎ 35-0940
自治会、コミュニティ協議会、市民協働、男女共同参画、多文化共生、 国際交流、コミュニティバス	地域支援課自治振興係・市民協働係（プラザきくる 2 階）	☎ 35-0925
子ども		
目的	窓口	問い合わせ
児童手当、こども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、児童扶養手当	子育て応援課家庭支援係（プラザけやき）	☎ 35-0914
妊婦・乳幼児健康診査、予防接種、不妊・不育症治療費助成	子育て応援課こども保健係（プラザけやき）	☎ 37-1136
母子健康手帳、産後ケア	子育て応援課こども相談係（プラザけやき）	☎ 35-0955
保育園、認定こども園、小規模保育事業所、放課後児童クラブ	こども政策課幼保こども園係（プラザけやき）	☎ 37-1131
公立小・中学校の転入学	学校教育課学校指導係（中央公民館）	☎ 73-1113
特別支援教育就学奨励費、就学援助費	教育総務課総務係（中央公民館）	☎ 73-1136
児童館の利用	菊川児童館（プラザけやき 2 階） 小笠児童館（中央公民館隣）	☎ 37-1135 ☎ 73-5698
菊川市教育ローン（勤労者教育資金貸付）	商工観光課産業振興係（市役所 3 階）	☎ 35-0936
各種相談		
目的	窓口	問い合わせ
消費生活相談	消費生活センター（市役所 3 階）	☎ 35-0937
無料法律相談、司法書士無料法律相談、犯罪被害者などの相談	地域支援課自治振興係（プラザきくる 2 階）	☎ 35-0925
心配ごと相談	社会福祉協議会（プラザけやき）	☎ 35-3724
教育相談	教育支援センター「このゆびと〜まれ」（中央公民館）	☎ 73-1110
子どもの健康・栄養・発達の相談	子育て応援課こども保健係・こども発達係（プラザけやき）	☎ 37-1136 ☎ 37-1137
子育て相談	子育て応援課こども相談係（プラザけやき） きくがわ子育て支援センター（プラザけやき 2 階） おがさ子育て支援センター（小笠児童館）	☎ 35-0955 ☎ 37-1135 ☎ 73-5698
健康・栄養相談	健康づくり課健康増進係（プラザけやき）	☎ 37-1175
ドメスティックバイオレンス（夫婦間、パートナーからの暴力）の相談	福祉課生活福祉係（プラザけやき）	☎ 37-1251
高齢者相談窓口	地域包括支援センターけやき窓口（プラザけやき） 地域包括支援センターあかち窓口（家庭医療センター）	☎ 37-1120 ☎ 73-1818
障がい者（身体・知的・精神）の相談	福祉課障がい者福祉係（プラザけやき）	☎ 37-1252
外国人住民相談	地域支援課市民協働係（プラザきくる 2 階）	☎ 35-0925

担当課が分からない時は、総合案内・時間外受付(☎35-2111)まで問い合わせください。

※市外局番はすべて0537-00-0000です。

各種相談		
目的	窓口	問い合わせ
中小企業向けの制度融資の相談	産業支援センター（産業支援センターEnGAWA）	☎ 35-0930
創業・操業・事業承継支援の相談		
市民活動、企業 CSR の相談	市民協働センター（プラザきくる 2 階）	☎ 35-2220

保健・高齢者・障がい者		
目的	窓口	問い合わせ
成人の検診申込、高齢者予防接種	健康づくり課保健医療係（プラザけやき）	☎ 37-1112
健診の結果相談	健康づくり健康増進係（プラザけやき）	☎ 37-1175
介護予防・日常生活支援総合事業のサービス、高齢者福祉	長寿介護課高齢者福祉係（プラザけやき）	☎ 37-1254
介護保険	長寿介護課介護保険係（プラザけやき）	☎ 37-1253
障がい者医療費助成、障がい者（児）福祉	福祉課障がい者福祉係（プラザけやき）	☎ 37-1252
障がい者の年金	市民課国保年金係（市役所 1 階）	☎ 35-0915

農業		
目的	窓口	問い合わせ
農業全般、緑化推進	農林課農業振興係・農地利用係（市役所 3 階）	☎ 35-0938 ☎ 35-0939
鳥獣	農林課農業振興係（市役所 3 階）	☎ 35-0938
農地の売買や農地転用手続き	農業委員会事務局（市役所 3 階）	☎ 35-0939
茶業振興	茶業振興課（市役所 3 階）	☎ 35-0944

生涯学習・文化・スポーツ		
目的	窓口	問い合わせ
生涯学習・青少年健全育成、文化協会、スポーツ振興	社会教育課社会教育係・スポーツ振興係（中央公民館）	☎ 73-1114 ☎ 73-1118
図書館	菊川文庫 小笠図書館	☎ 36-2220 ☎ 73-1132
文化財保護・管理・調査	社会教育課文化振興係（埋蔵文化財センターどきどき）	☎ 73-1137
スポーツ協会・スポーツ少年団	NPO法人菊川市スポーツ協会事務局（市民総合体育館内）	☎ 73-0115

住まい・施設		
目的	窓口	問い合わせ
市営住宅入退居の届出、建築確認の申請・相談、建物耐震診断・補強の相談、建設リサイクル法の届出、空家の相談・若者世帯定住促進補助金	都市計画課住宅建築係（市役所 3 階）	☎ 35-0957
市体育館・グラウンド・テニスコートの利用申請	NPO法人菊川市スポーツ協会事務局（市民総合体育館内）	☎ 73-5600
小中学校体育館、内田小ナイター、小笠北小ナイター、河川防災ステーション多目的広場、棚草運動場の利用申請	社会教育課スポーツ振興係（中央公民館）	☎ 73-1118
火剣山キャンプ場	火剣山キャンプ場管理棟	☎ 36-4663
各地区センターの利用申請	各地区センター	裏表紙へ
小菊荘グラウンドの利用申請	小菊荘	☎ 73-2460
菊川市住宅ローン（勤労者住宅建設資金貸付）	商工観光課産業振興係（市役所 3 階）	☎ 35-0936

市政・公共		
目的	窓口	問い合わせ
情報公開、個人情報保護、選挙	総務課行政係（市役所 2 階）	☎ 35-0921
本会議の傍聴、映像配信、「議会だより」	議会事務局（市役所 4 階）	☎ 35-0941
「広報菊川」、市ホームページ、市公式 SNS	市長公室広報係（市役所 2 階）	☎ 35-0924
同報無線	危機管理課防災対策係（市役所 2 階）	☎ 35-0923

消防・防災・交通・防犯		
目的	窓口	問い合わせ
防災	危機管理課防災計画係・防災対策係（市役所 2 階）	☎ 35-0923
消防団	消防総務課総務係（消防本部 2 階）	☎ 35-3282
交通教室、防犯灯設置	地域支援課自治振興係（プラザきくる 2 階）	☎ 35-0925



こんな時の問い合わせ先は：

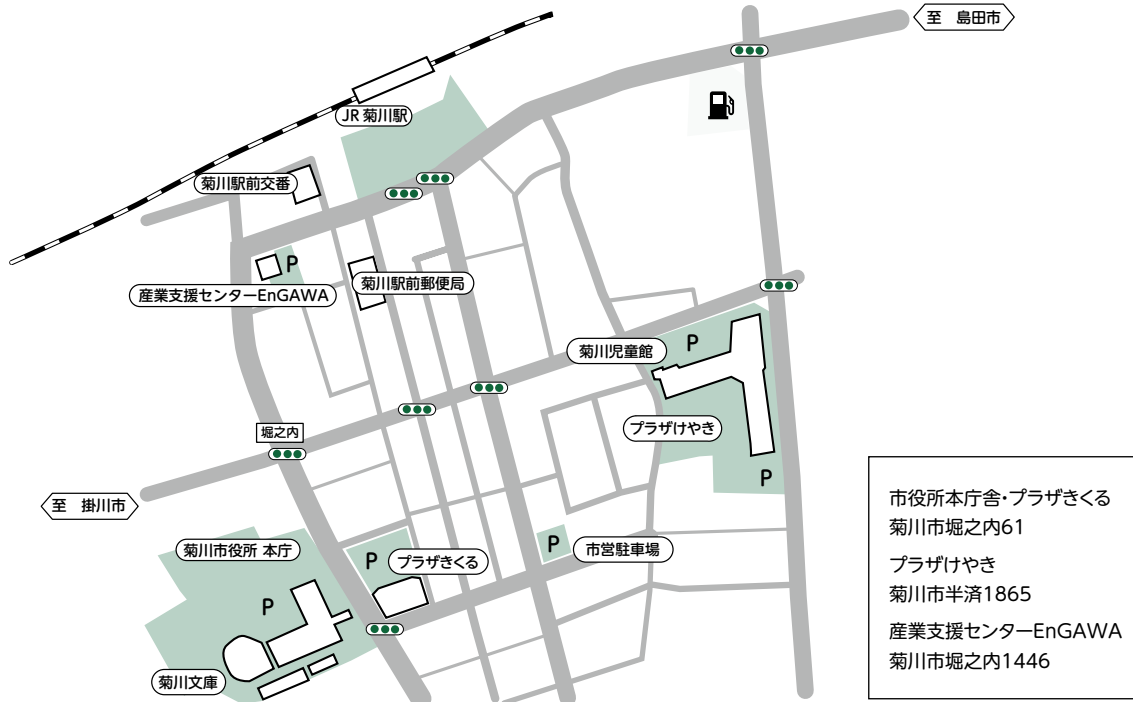


施設案内



施設案内

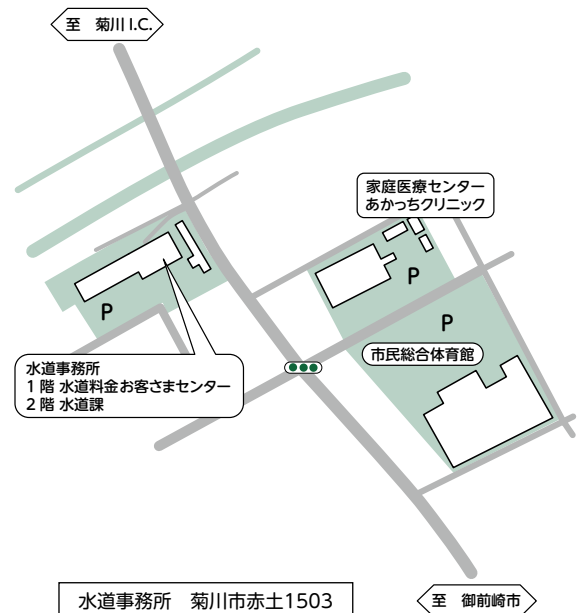
市役所本庁・プラザきくる・プラザけやき・産業支援センターEnGAWA



小笠支所・中央公民館



水道事務所(水道料金お客さまセンター)





届出・手続き

問い合わせ

市民課住民記録係 (☎35-0917)
戸籍係 (☎35-2811)

■住民異動の届出

住民基本台帳には、市民一人ひとりの氏名や住所、生年月日、性別などが記録されます。記録されることにより、選挙権や小・中学校の入学、国民健康保険の加入、そのほかの行政サービスが受けられます。

▶**届出場所** 市民課（市役所本庁1階）

小笠市民課（小笠支所）

※世帯員以外の届出の場合は委任状が必要です。

※転入届・転居届については、新しい住所に引越してからの手続きとなり、事前の手続きはできません。

※届出人の本人確認を行いますので、官公庁が発行した顔写真付き身分証明書（運転免許証など）を持参してください。

※印鑑登録証は、転出予定日をもって使えなくなりますので、新しく転入された市町村で必要があれば登録をしてください。

※外国籍の人は、在留カードまたは特別永住者証明書を持参してください。

※マイナンバーカード、住基カード（所有者のみ）を持参してください。

問い合わせ 市民課住民記録係 (☎35-0917)

種 類	届出期間	必要なもの
転入届 他の市町村から菊川市に移ってきたとき	転入した日から 14 日以内	身分証明書、前住所地の転出証明書、マイナンバーカード
転居届 市内で住所が変わったとき	転居した日から 14 日以内	身分証明書、資格確認書、マイナンバーカード
転出届 菊川市から他の市町村に移るとき	転出が決定した日から転出日まで	身分証明書、印鑑登録証（登録者のみ）、資格確認書、マイナンバーカード
世帯変更届 世帯主、世帯構成に変更があったとき	変更した日	身分証明書、資格確認書
国外転入届 国外から菊川市に移るとき	転入した日から 14 日以内	身分証明書、パスポート、戸籍謄本、戸籍の附票（菊川市本籍の場合は不要） ※マイナンバーカードをお持ちの人は持参してください。
国外転出届 菊川市から国外に移るとき	転出が決定した日から転出日まで	身分証明書、印鑑登録証（登録者のみ）、資格確認書、マイナンバーカード

■戸籍の届出

戸籍は皆さんの出生から死亡にいたる身分関係を公証する大切なものです。変更が生じるときは、届け出てください。

※届出人の本人確認を行いますので、官公庁が発行した写真付き身分証明書（運転免許証など）を持参してください。

問い合わせ 市民課戸籍係 (☎35-2811)

	種類	届出の場所	届出期間	届出人	必要なもの
市役所本庁・小笠支所で受付	出生届	(1) 父母の本籍地 (2) 届出人の住所地 (3) 出生地	生まれた日から 14 日以内	父または母、(届出できないときは法定代理人、同居者、医師、助産師、その他の立会者の順序)	出生届出書(出生証明がついているもの)、母子健康手帳
	死亡届	(1) 死亡者の本籍地 (2) 届出人の住所地 (3) 死亡した場所	死亡の事実を知った日から 7 日以内	同居の親族、同居していない親族、同居者、家主、地主、家屋管理人、土地管理人など	死亡届出書(死亡診断書がついているもの)
市役所本庁のみで受付	婚姻届	夫または妻の本籍地、もしくは住所地の市町村役場	任意	夫および妻 (成年者の証人 2人が必要)	婚姻届出書、(未成年者が婚姻届をする場合は、父母の同意などが必要)
	離婚届	夫婦の本籍地、または住所地の市町村役場	任意 (調停・審判・判決離婚後は、成立・確定した日から 10 日以内)	夫および妻 (成年者の証人 2人が必要) ただし、調停・裁判離婚の場合は申立人（例外あり）	離婚届出書、裁判上の離婚は申立人の印鑑、調停調書・審判書・判決の謄本と確定証明書(審判・判決離婚の場合)
	転籍届	本籍地の市町村役場、または住所地の市町村役場	任意	戸籍筆頭者とその配偶者	転籍届出書
	入籍届	入籍する人の本籍地、または届出人の住所地の市町村役場	任意	入籍者および入籍する者が 15 歳未満のときは法定代理人（親権者または後見人）	家庭裁判所の許可書の謄本



届出・手続き



届出・手続き



届出・手続き

■印鑑登録

▼登録できる人

満15歳以上で、菊川市の住民票に記載されている人

▼登録できる印鑑

- ・注文して作ったもの（同型が出回っていない印）
- ・住民票に登録されている氏名、氏または名を表したものの
- ・直径が8mm以上25mm以内のもの

▼申請に必要なもの

- ・登録する印鑑
- ※ゴム印、欠けた印鑑、家族で同じ印鑑は登録できません。
- ・本人確認のできるもの（運転免許証など顔写真付きの官公庁発行の身分証明書）

▼印鑑登録証明書を申請するには

登録者の住所、氏名、生年月日、性別を申請書に記入して必ず印鑑登録証（カード）と一緒に窓口申請してください。

■特別永住者証明書に係る申請

- ・住居地以外の記載事項の変更届出
- ・有効期間更新申請
- ・再交付申請
- ・新たな特別永住者証明書の交付申請

▶申請場所 市民課（市役所本庁1階）

▼申請に必要なもの

事前に問い合わせください。

■各種証明書などの手数料

証明書の名称	1通あたり手数料	
	市役所窓口	コンビニ交付
住民票（全員・個人）★	300円	300円
印鑑登録証明書★	300円	300円
所得課税証明書★ ※コンビニ交付は最新年度のみ	300円	300円
住民票の除票	300円	
附票の写し	300円	
年金現況届※無料の場合もあります	300円	
戸籍謄本、戸籍抄本	450円	
除籍謄本	750円	
改製原戸籍謄本	750円	
住民票記載事項証明書	300円	
受理証明書	350円	
届書に基づく証明書	350円	
所得証明書	300円	
納税証明書	300円	
軽自動車納税証明書（継続検査用）	無料	
固定資産評価証明書	300円	
身分証明書（本籍地が菊川市の人）	300円	
マイナンバーカード再交付	800円	
公的個人認証（電子証明書）再交付	200円	

※★印のある証明書は、マイナンバーカードを使って、コンビニエンスストアでも取得できます。詳細は、市民課住民記録係へ問い合わせください。

■水曜日業務延長

▶日時 毎週水曜日（祝日と年末年始は除く）

午前8時15分～午後7時

▼対象施設

市役所本庁、小笠支所、中央公民館、水道料金お客さまセンター、プラザけやき（社会福祉協議会と児童館を除く）
※業務により再度の来庁をお願いする場合やお取り扱いできない場合があります。事前にご用のある課へ問い合わせください。

※水曜延長業務を行っている課は税務課、市民課、会計課、小笠市民課、社会教育課、こども政策課、子育て応援課、健康づくり課、長寿介護課、福祉課です。

※マイナンバーに関する手続きや、住民異動の手続きは時間がかります。午後6時30分までに来庁ください。

■日曜開庁

▼実施日

第2日曜日 市民課（市役所本庁1階 ☎35-0917）

第4日曜日 小笠市民課（小笠支所 ☎73-1111）

▼時間

午前8時15分～午後0時15分

▼取扱業務

（①～②は来庁者本人および同一世帯員分のみ取り扱います）

①現在の住民票写しの交付（菊川市分のみ）

②印鑑登録証明書の交付

③来庁者本人の印鑑登録手続き

④来庁者本人の現在戸籍の謄本・抄本の交付（広域交付は不可）

■外国人相談窓口

外国人住民へ多言語での情報提供や、生活上の相談に対面や電話、映像通訳などにより、助言や専門機関の紹介などを無料で行っています。

▶開設日時 平日午前8時15分～午後5時

▶場所 地域支援課（プラザきくる2階）

▼対応言語・時間

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
ポルトガル語（きくる）	□	○	○	○	○
ポルトガル語（小笠支所）	△	△	△	△	△
英語	△	△	△	△	△
日本語	○	○	○	○	○

○：午前と午後 △：午前 □：午後

※来庁前に通訳がいるか問い合わせください。

※ポルトガル語、英語以外に映像通訳や翻訳機で対応できる言語もあります。

詳細は、外国語版 facebook

「kikugawa-info」

（右記）をご確認ください。



問い合わせ 地域支援課市民協働係

☎35-0925、FAX35-0977、

E-mail tabunka@city.kikugawa.shizuoka.jp

■マイナンバーカード

▼通知カード

令和2年5月25日から法改正により通知カードが廃止となりました。再発行することや新しい住所等を記載することはできません。住所や氏名に変更がない場合は、引き続きマイナンバーを証明する書類として使用できます。

▼個人番号通知書

個人番号通知書は、通知カードに代わり住民一人ひとりにマイナンバーを通知するものです。令和2年5月25日以降住民票に登録された人に、簡易書留で世帯主宛に送付しています。紛失した場合、再交付できません。大切に保管してください。

※マイナンバーを証明する書類として使用することはできません。

▼マイナンバーカード

マイナンバーカードは本人確認のための身分証明書として使えるほか、コンビニエンスストアでの住民票等の取得、健康保険証として利用する等、さまざまな用途で使うことができます。

○申請方法

送付されている「個人番号カード交付申請書」に申請日と氏名を記入のうえ、写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼り、下記の宛先へ送付してください。

〒219-8730
日本郵便株式会社 川崎東郵便局 郵便私書箱第2号
地方公共団体情報システム機構
個人番号カード交付申請書受付センター 宛て

※スマートフォン等から電子申請も可能です。

※「個人番号カード交付申請書」は、市民課・小笠市民課の窓口でも発行できます。

※市民課・小笠市民課の窓口では申請の補助を行っています。(写真撮影無料)

○受取方法

①申請後1カ月程度で交付通知書(ハガキ)が自宅に届きます。

②受取は予約制です。交付通知書に記載にある予約場所へ事前予約をお願いします。

③受取当日は以下のものを持参し、必ず本人が受取場所へ来庁してください。

〈持ち物〉

- ・通知カード
- ・交付通知書
- ・本人確認書類(運転免許証等)

○有効期限

18歳以上の人:発行日後10回目の誕生日まで

18歳未満の人:発行日後5回目の誕生日まで

外国人住民:在留期間の満了日まで

○有効期限到来時の更新

更新についてのお知らせ通知が届きます。

スマートフォン等から電子申請が可能です。申請書IDが表示されていない場合は、本人確認書類を持参し市民課・小笠市民課の窓口まで来庁してください。

○署名用電子証明書・利用者用電子証明書の有効期限

発行日後5回目の誕生日まで

有効期限の3カ月前より市民課・小笠市民課の窓口にて継続申請ができます。更新についてのお知らせ通知が届き次第、本人がマイナンバーカードを持参し来庁してください。(暗証番号の入力が必要です)

※署名用電子証明書:インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します。(e-Tax^{インターネット}等の税の電子申請など)

※利用者用電子証明書:コンビニ交付サービス利用時等で端末にログインする際に利用します。

○紛失、再発行について

外出先で紛失した場合、警察への届出後、市民課または小笠市民課の窓口にて再発行の手続きをしてください。

▼紛失した場合の一時停止連絡先

マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)

※再発行には手数料として1,000円の費用がかかります。(カード再発行800円+電子証明書再発行200円)

▼コンビニ交付サービス

全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機や本庁ロビーに設置したキオスク端末で、マイナンバーカードを利用して住民票の写しや印鑑登録証明書を発行することができます。

○取得できる証明書

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・市県民税課税証明書(現年分のみ)

※利用には4桁の暗証番号の入力が必要となります。

○利用時間

午前6時30分～午後11時(メンテナンス作業等の保守点検期間は除く)

○サービスが利用できる店舗

ミニストップ、セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート



届出・手続き



税金

■市税について

市では、市民の皆さんが健康で快適な暮らしができるように、道路や公園の整備、教育、福祉の充実、消防、災害対策など、いろいろな仕事をしています。

これらを行うためには、たくさんの費用が必要です。市税はその最も大切な財源となっています。

▼市県民税

1月1日現在、市内に住んでいる人および市内に住んでいないが市内に事務所、事業所または家屋敷を持っていて、一定の要件を満たす人に、市県民税が課税されます。

▼固定資産税

1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産（事業の用に供することのできる資産、ただし自動車税・軽自動車税が課税されるものを除きます）を持っている人に固定資産税が課税されます（税率は1.4%）。

▼都市計画税

1月1日現在、都市計画区域のうち、用途地域内に土地・家屋を持っている人に都市計画税が固定資産税とあわせて課税されます（税率は0.3%）。

▼軽自動車税（種別割）

4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車などを所有している人は、軽自動車税（種別割）が課税されます。

※環境性能割が導入されたことに伴い、従来の軽自動車税は、「軽自動車税（種別割）」に名称が変更となりましたが、税率などの変更はありません。

▼軽自動車税（環境性能割）

新車・中古車問わず車体の取得価格が50万円を超える軽自動車に、排出ガス性能や燃費性能に応じた税率で取得時に課税されます。

なお、軽自動車税環境性能割は市税となりますが、当分の間、県が賦課徴収します。

▼国民健康保険税

職場の健康保険に加入している人などを除いて、すべての人が国民健康保険に加入しなければなりません。また、世帯主は被保険者であるか否かにかかわらず、加入者のいる世帯では納税義務者となります。

■納税について

▼納付書による納税

納税通知書（納付書）は、税目別にそれぞれ第1期分の納付月に全納期分を郵送しますので、納期内に納めてください。

○納付場所

全国の地方税統一QRコード対応金融機関、コンビニエンスストア、本庁会計窓口および小笠支所で納付いただけます。取扱い金融機関については、下記地方税ポータルシステムの共通納税に関するページにてご確認ください。

URL: <http://www.eltax.lta.go.jp/>

[kyoutsuunouzei/kinyukikan/](http://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/)



▼口座振替による納税

金融機関またはゆうちょ銀行の預貯金口座から、納期限の日に自動振替で納付出来ます。納期ごとに金融機関などへ出向く必要もなく、納め忘れがないので安心です。

一度手続きすると毎年継続されますので大変便利です。

○取扱金融機関

静岡銀行、清水銀行、ゆうちょ銀行、静岡県労働金庫、島田掛川信用金庫、浜松磐田信用金庫、遠州夢咲農業協同組合

○申込方法

口座振替依頼書に必要事項を記入のうえ、「納税通知書（ある人）」、「通帳」、「通帳届出印」を持参し、取扱金融機関の窓口へ直接申し込みください。

※静岡銀行、清水銀行、島田掛川信用金庫、静岡県労働金庫は通帳届出印は持参不要です。

○振替開始日

金融機関が振替依頼書を15日までに受付した場合、同月から振り替えます（12月分は10日受付分まで）。それ以降の場合は翌月からの振り替えとなります。納期前には、預貯金残高の確認をお願いします。

▼バーコード・QRコードによるスマホ決済アプリ等での納税

納付書に印字のバーコードやQRコードを利用することで、自宅にいながらさまざまな方法で納付ができます。いつでも、どこでも、簡単に納付できますので、ぜひ利用ください。

○バーコード読み込みによる納付

「Pay Pay」にて納付できます。

○QRコード読み込みによる納付

納付書にQRコードがあれば、「地方税お支払いサイト」を利用することでさまざまな方法で納付ができます。QRコードに対応するスマホ決済アプリの種類や利用方法などの詳細については、右記の地方税お支払いサイトにてご確認ください。

URL: <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



納期限	市県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税 (種別割)	国民健康保険税
令和7年 6月 2日 (月)	—	第1期	全期	—
6月30日 (月)	第1期	—	—	—
7月31日 (木)	—	第2期	—	第1期
9月 1日 (月)	第2期	—	—	第2期
9月30日 (火)	—	—	—	第3期
10月31日 (金)	第3期	—	—	第4期
12月 1日 (月)	—	第3期	—	第5期
12月25日 (木)	第4期	—	—	第6期
令和8年 2月 2日 (月)	—	第4期	—	第7期
3月 2日 (月)	—	—	—	第8期
3月31日 (火)	—	—	—	随1期
4月28日 (火)	—	—	—	随2期

問い合わせ

税務課市民税係 (☎35-0912)
資産税係 (☎35-0913、☎35-0918)
管理徴収係 (☎35-0918、☎35-0910)

○納付できる税目

市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税（普通徴収）

○注意事項

- 納付にはスマホ決済アプリのインストール、納付額のチャージや預貯金口座の登録が必要です。●納税証明書や領収書は発行されないため、領収書が必要な場合や車検などですぐに納税証明書が必要な場合は、金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。●納付後の取り消しおよび変更はできません。●バーコードとQRコードでの2重納付にならないようご注意ください。●スマホ決済アプリによるQRコードでの納付上限額は、各会社で異なります。●QRコード読み込みによるクレジット納付は決済手数料が発生します。手数料はご自身の負担となります。●※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

問い合わせ 税務課管理徴収係 (☎ 35-0918)

■滞納について

滞納になると、まず督促状により納税を促すことになります。たとえば、滞納がうっかりした不注意であっても同じです。また、滞納した場合には、本来納めるべき税額のほかに延滞金もあわせて納めていただく必要があります。

▼延滞金

市税を滞納されますと納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて計算した延滞金を納めていただくことになります。

▼納税相談

生活を営むうえで、どうしても納期限までに納付できない場合もあるかと思われます。そのようなときは、納税通知書を持参のうえ、税務課で相談してください。

問い合わせ 税務課管理徴収係 (☎ 35-0910)



税金

■市税に関する証明・閲覧

種類	主な使用目的	申請受付			
		市民課 (市役所本庁)	税務課 (市役所本庁)	小笠市民課 (小笠支所)	手数料
所得証明書 ★	借入・保育園入園	●	—	●	300円
所得課税証明書 ★	年金申請・住宅金融公庫	●	—	●	300円
固定資産税課税証明書 ★		●	—	●	300円
市県民税の非課税証明書 ★	扶養関係	●	—	●	300円
納税証明書 ★	借入	●	—	●	300円
	軽自動車継続検査	●	—	●	無料
法人の課税証明書 ★	車の登録	●	—	●	300円
固定資産評価通知書	登記	●	—	●	無料
固定資産評価証明書 ★	借入・相続・贈与税の申告	●	—	●	300円
固定資産税台帳の閲覧 ★	資産確認	—	●	●	300円
住宅用家屋証明書	登録免許税の軽減	●	—	—	1,300円

▼申請について

市税に関する証明・閲覧が必要な人は、運転免許証など本人が確認できるものをお持ちのうえ、上表の課へ申請してください。

※所得課税証明書(最新年度)は、マイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアでも取得できます。

※★印のあるものは、本人と同居の親族以外の代理人でも申請できます。その際は、本人の委任状が必要となります。

※法人に係る証明については、法人の所在証明を除いて法人の印が必要です。

■税金に関する各種問い合わせ

	内容	問い合わせ
市税	市税の納付に関すること	税務課管理徴収係 (☎ 35-0910)
	口座振替・過誤納金に関すること	税務課管理徴収係 (☎ 35-0918)
	個人市県民税に関すること	税務課市民税係 (☎ 35-0912)
	法人市県民税に関すること	
	国民健康保険税に関すること	
	固定資産税に関すること	税務課資産税係 (☎ 35-0913、☎ 35-0918)
	都市計画税に関すること	
	軽自動車に関すること	
	市税の証明発行に関すること	市民課住民記録係 (☎ 35-0917)
	固定資産評価審査委員会に関すること	総務課行政係 (☎ 35-0921)
国税	所得税・相続税・贈与税など国税全般に関すること	掛川税務署 (☎ 22-5141)
県税	県民税・事業税・自動車税など県税全般に関すること	磐田財務事務所 (☎ 0538-37-2206)

国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金

■国民健康保険

国民健康保険は、会社など職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入していない人を対象に、病気やけがなどのときに経済的負担をお互いに助け合うという目的で、加入者の保険税などで運営されている医療保険制度です。

▼加入について

○加入対象者

国民健康保険は、次に該当する人を除き、市内に住所を有するすべての人が加入しなければなりません。

- ・職場の健康保険、船員保険、各種組合などの保険加入者とその被扶養者や、後期高齢者医療制度の保険加入者
- ・生活保護を受けている人

○届出事項

国民健康保険の加入、脱退などの場合は、14日以内に届け出てください。

こんなとき		必要なもの
加入	菊川市に転入したとき	加入者全員のマイナンバーが分かるもの
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、加入者全員のマイナンバーが分かるもの
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	職場の健康保険をやめた証明書、加入者全員のマイナンバーが分かるもの
	子どもが生まれたとき	世帯主のマイナンバーが分かるもの
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書、加入者全員のマイナンバーが分かるもの
脱退	菊川市から転出するとき	資格情報のお知らせまたは資格確認書(保険証)、加入者全員のマイナンバーが分かるもの
	職場の健康保険に加入したとき	加入後の保険証または健康保険に加入した証明書、加入者全員のマイナンバーが分かるもの
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	加入後の保険証または健康保険に加入した証明書、加入者全員のマイナンバーが分かるもの
	生活保護が開始されたとき	資格情報のお知らせまたは資格確認書(保険証)、生活保護決定通知書、加入者全員のマイナンバーが分かるもの
その他	転居または世帯主、氏名等が変わったとき 世帯が合併・分離するとき	資格情報のお知らせまたは資格確認書(保険証)、世帯主・加入者全員のマイナンバーが分かるもの
	保険証をなくしたとき	世帯主・該当者のマイナンバーが分かるもの
	修学のため、子どもが他の市町村に住むとき	資格情報のお知らせまたは資格確認書(保険証)、在学証明書、世帯主・該当者のマイナンバーが分かるもの

▼受けられる給付

○各種の給付内容

療養費

医療機関で実費診療(10割)を受けた場合や、医師が必要と認めたコルセットなどの補装具代など

高額療養費

自己負担限度額を超えた場合に支給

出産育児一時金

被保険者が出産したときに48万8,000円

※産科医療補償制度に加入している分娩機関での出産は1万2,000円を加算

葬祭費

被保険者が亡くなったときに5万円

移送費

負傷疾病などにより移動が困難な患者が医師の指示により、一時的・緊急的な必要性があって移送された場合の費用など

○申請に必要なもの

種類	持ち物
療養費	治療費の領収書、医師の意見書(補装具のみ)、資格情報のお知らせまたは資格確認書(保険証)、通帳、世帯主・該当者のマイナンバーが分かるもの
高額療養費	治療費の領収書、資格情報のお知らせまたは資格確認書(保険証)、通帳、世帯主・該当者のマイナンバーが分かるもの
出産育児一時金	通帳、領収書
葬祭費	資格情報のお知らせまたは資格確認書(保険証)、通帳(喪主名義)、喪主が確認できるもの(会葬礼状、領収書、請求書、訃報、回覧版の写しなど)
移送費	移送費の領収書、医師の意見書、資格情報のお知らせまたは資格確認書(保険証)、通帳、世帯主・該当者のマイナンバーが分かるもの

■後期高齢者医療制度

75歳以上の人と65歳以上75歳未満で一定の障がいがあると認定された人が加入する医療制度です。

▼加入について

○加入対象者

75歳以上の人と65歳以上75歳未満で一定の障がいがあると認定された人

▼保険料について

○年間保険料

均等割額(年額1人4万7,000円)と所得割額(前年の総所得金額等-43万円に保険料率【9.49%】を掛けた額)の合計となります。

○保険料の納付方法

原則として、年金から天引きさせていただきます(申請により口座振替に変更できます)。なお、年金の1年間の受給額が18万円未満の人、または後期高齢者医療保険料と介護保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える人は、納付書または口座振替で納めていただきます。

○自己負担

病院や薬局などでの自己負担割合は医療費の1割、一定以上所得のある人は2割、現役並み所得者は3割となります。

▼受けられる給付

○各種の給付内容

療養費

医療機関で実費診療(10割)を受けた場合や、医師が必要と認めたコルセットなどの補装具代など

高額療養費

自己負担限度額を超えた場合に支給

葬祭費

被保険者が亡くなったときに5万円

移送費

負傷疾病などにより移動が困難な患者が医師の指示により、一時的・緊急的な必要性があって移送された場合の費用など

○申請に必要なもの

種類	持ち物
療養費	治療費の領収書、医師の意見書(補装具のみ)、資格情報のお知らせまたは資格確認書(保険証)、通帳(被保険者本人)、該当者のマイナンバーが分かるもの
高額療養費	資格情報のお知らせまたは資格確認書(保険証)、通帳(被保険者本人)、該当者のマイナンバーが分かるもの
葬祭費	資格情報のお知らせまたは資格確認書(保険証)、通帳(喪主名義)、喪主が確認できるもの(会葬礼状、領収書(あれば明細も)、請求書、訃報、回覧版の写しなど)
移送費	移送費の領収書、医師の意見書、資格情報のお知らせまたは資格確認書(保険証)、通帳(被保険者本人)、該当者のマイナンバーが分かるもの

■国民年金

年金制度は、私たちが年をとったときや思わぬ病気、けがで障がい者になったときなどに、生活を安定させるためのものです。国民年金制度では、日本国内に住所がある20歳から60歳未満のすべての人が、国民年金に加入することが義務付けられています。

▼加入について

○加入対象者

第1号被保険者

厚生年金保険や共済組合などに加入していない自営業、自由業、農業・漁業に従事する人、国会議員、地方議会議員、学生、無職の人など

第2号被保険者

厚生年金保険、共済組合などの加入者本人。自動的に国民年金にも加入になります。ただし、65歳以上で老齢(退職)年金を受けられる人を除きます。

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養される配偶者で20歳以上60歳未満の人。ただし、年収が130万円以上あると健康保険と同様に被扶養配偶者とならず第1号被保険者となります。

その他(任意加入)

次の該当者も希望すれば加入できます。

- ・60歳以上65歳未満の人
- ・外国に在住している日本人(20歳以上65歳未満)

○届出事項

国民年金の資格を取得したときや喪失したとき、内容の変更があるときは、必ず届け出てください。

こんなとき	必要なもの
会社員や共済組合員でなくなったとき	年金手帳または基礎年金番号通知書、厚生年金・共済組合の資格喪失が確認できる書類
会社員や共済組合員の配偶者の扶養でなくなったとき	本人の年金手帳または基礎年金番号通知書、扶養の喪失日が確認できる書類
年金を受給している人が住所や年金受取金融機関を変更するとき	年金証書、通帳
年金を受給している人が死亡したとき	年金証書、住民票、戸籍謄本など

▼保険料について

国民年金の保険料は、原則、年金に加入した月から資格を喪失した日の前月分までを納付します。保険料を納付しないと、将来年金を受け取ることができない場合があります。

○納付の方法

金融機関の窓口払いや口座振替、クレジット納付があります。なお、保険料の請求は、日本年金機構から納付書が送付されます。

○保険料の免除・猶予制度

保険料を納めることが困難な人のために、各種免除・猶予制度があります。

申請免除(第1号被保険者のみ)

保険料の納付が困難な場合、申請をし、承認されると保険料が免除されます。これを「申請免除」といいます。審査は、所得により判定されますが、基準を超えていても、失業した場合などの理由で免除が承認されることもあります。

このほかに、産前産後期間の免除、生活保護や障害年金1・2級の受給者などのための「法定免除」もあります。

学生納付特例制度(社会人になってから納める制度)

申請をし、承認されると保険料が猶予(遅らせて納付を先延ばしにする)されます。大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校などに在学し、学生本人の前年所得が128万円以下の人を対象です。

若年者納付猶予(50歳未満の人が対象の制度)

申請し、承認されると保険料が猶予されます。本人と配偶者のみの所得を基準としています。

▼受けられる給付

○各種の給付内容

老齢基礎年金

年金の請求は、原則として65歳になってからですが、希望により60歳から繰り上げ請求、あるいは66歳以後に繰り下げ請求することができます。

障害基礎年金

一定の障がいの状態になった場合、請求できます。

遺族基礎年金

国民年金に加入中の人死亡したときに、その人によって生計を維持されていた「18歳到達年度の末日までの間にある子(障がい者は20歳未満の子)のある配偶者」または「子」に支給されます。

その他

第1号被保険者の独自給付制度として、付加年金や寡婦年金、死亡一時金、脱退一時金があります。

※国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金の各種届出では、届出人の本人確認を行いますので、本人確認書類をお持ちください。



福祉

■高齢者相談窓口 地域包括支援センター

問い合わせ 長寿介護課包括支援係 (☎37-1120)

介護のこと、健康や生活に関すること、権利擁護、虐待など高齢者に関する相談をお受けしています。来所や電話のほか、訪問もします。お気軽に相談ください。

▼相談窓口

けやき窓口(☎37-1120)

(プラザけやき内 半済 1865)

あかつち窓口(☎73-1818)

(家庭医療センター内 赤土 1055-1)

■高齢者福祉サービス

問い合わせ 長寿介護課高齢者福祉係 (☎37-1254)

▼受けられるサービス

種類	内容
緊急通報システムの設置	高齢者のみ世帯を対象に、自宅での緊急時にボタンを押すことで登録してある緊急連絡先に通報する機器を設置します。
紙おむつの支給	要介護4以上かつ非課税世帯で1カ月以上在宅で介護している人に紙おむつを支給します(上限年間3万円)。
在宅寝たきり高齢者等の介護者への手当支給	要介護3以上の人を在宅で同居しながら、6カ月以上継続して介護している人に手当を支給します(3,000円/月)。
配食サービス	高齢者のみ世帯で、食事の調理が困難な人に、昼食をお届けし、安否確認をします(1食につき市が300円負担、週3回まで)。
生活管理指導短期宿泊(ショートステイ)	自宅での生活が困難な高齢者(要介護認定や介護保険サービスを使っていない人)や養護老人ホームへの入所を検討している人に対し、養護老人ホームへのショートステイを実施します(1日1,730円)。
移送サービス	要介護3以上で自立歩行が困難な人または身体障害者手帳1・2級(下肢障がい・体幹障がいなど)の人を対象に医療機関への送迎を行います(月片道4回まで)。
いきいきサロン	閉じこもり予防が必要な高齢者(介護保険未申請者など)を対象に、通所による介護予防教室を行います(利用料300円、別途お弁当代実費)。
高齢者介護予防教室	高齢者を対象に介護予防のための講座・教室を行います(健やか教室、出前行政講座など)。
GPS探索機器システム	要支援1以上で徘徊行動がある高齢者を介護する世帯を対象に、GPS探索機器を貸与します(基本料金1,200円/月)。
QRコードシール配付事業	徘徊行動がある高齢者を介護する世帯を対象に、QRコードシールを配付し、衣服などに付けてもらうことで、緊急時の早期発見・保護につなげます。

私のこれからノート(菊川市版人生会議ノート)の配布

もしもの時に備え、自分の大切なことやどんな医療やケアを望むか等を自ら考え、元気なうちから信頼する人たちと事前に話し合う「人生会議」を始めるきっかけとするために情報を整理するノートです。配布場所などの詳細は市ホームページ(下記)をご覧ください。



■介護予防・日常生活支援総合事業

問い合わせ 長寿介護課高齢者福祉係 (☎37-1254)

▼対象者

- ①要支援1・2の認定を受けている人
- ②65歳以上で「基本チェックリスト」の実施により、心身の状況やその置かれている環境、その他の状況から要支援状態となることを予防するための援助を行う必要があることが認められ「事業対象者」とされた人

▼受けられるサービス

ホームヘルプ・デイサービスを含む訪問型および通所型のサービス

▼サービスの費用負担

介護保険と同様の費用負担または定額の利用料

▼サービスを利用するには

長寿介護課や地域包括支援センターにご相談ください。申請には、本人の介護保険被保険者証、マイナンバーのわかるものと身分証明書、届出人が本人と異なる場合は届出人の身分証明書をお持ちください。

■介護保険

問い合わせ 長寿介護課介護保険係 (☎37-1253)

介護保険制度は、市が保険者となって運営します。40歳以上の人全員が被保険者(加入者)として保険料を負担し、介護が必要と認定されたときには、費用の一部を支払い、サービスを利用できます。

▼利用できるサービス

○サービスの費用負担

費用の1〜3割が自己負担となります(居宅介護支援については、自己負担はありません)。

○サービスを利用するには

申請をして認定を受ける必要があります。申請は、本人または家族が行います。

窓口は、長寿介護課と小笠市民課です。新規申請、区分変更申請は、長寿介護課のみの受付になります。

なお、指定居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

申請には、本人の介護保険被保険者証、医療保険の情報がわかるもの、マイナンバーのわかるものと身分証明書、届出人が本人と異なる場合は届出人の身分証明書をお持ちください。

また、地域包括支援センター(プラザけやき内、または家庭医療センター内)では介護の相談ができます。

○施設で利用できるサービス

サービス名	内容
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入居して、日常生活上の支援や介護が受けられます。
介護老人保健施設(老人保健施設)	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。
介護医療院	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

※要介護1〜5の被保険者が、施設に入所して受けるサービスです。介護老人福祉施設の新規入所は原則要介護3以上の人になります。

○在宅で受けられるサービス

サービス名	内 容
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	自宅でホームヘルパーによる入浴、排せつ、食事などの身の回りの世話を受けられます。
訪問入浴介護	巡回入浴車により、自宅で入浴の介助を受けられます。
訪問看護	自宅で看護師などによる療養上の世話や必要な診療の補助を受けられます。
訪問リハビリテーション	自宅で理学療法士や作業療法士などによる必要なりハビリテーションを受けられます。
居宅療養管理指導	自宅で医師や歯科医師、薬剤師などによる療養上の管理や指導を受けられます。
通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンターなどに通って、入浴や食事の提供などの日常生活上の世話、機能訓練を受けられます。
通所リハビリテーション (デイケア)	医療施設などに通って、心身の機能維持・回復のために必要なりハビリテーションを受けられます。
短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホームなどの施設に短期入所して、介護や日常生活上の世話、機能訓練を受けられます。
短期入所療養介護 (ショートステイ)	医療施設などに短期入所して、看護や医学的管理下における介護、必要な医療や日常生活上の世話を受けられます。
認知症対応型共同生活介護	認知症の高齢者が、共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどの入所者が、介護や日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。
福祉用具の貸与、購入費の支給	特殊ベッドや車いすなどの貸与、およびポータブルトイレなどの購入費の支給を受けられます。
住宅改修費の支給	手すりの取り付けや段差解消など、小規模な改修の費用の支給を受けられます。
居宅介護支援 (ケアマネジメントサービス)	要介護者等の状況に応じて介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、計画に基づいたサービスが利用できます。

▼加入・保険料について

○加入対象者

65歳以上の人（第1号被保険者）と 40歳以上 65歳未満の人で、職場の健康保険や国民健康保険などの医療保険に加入している人（第2号被保険者）が対象となります。

○保険料の納付方法

- ・第1号被保険者（65歳以上）の保険料は所得に応じて決定され、老齢・退職・障害・遺族年金から天引き、または本人が個別に納めます。
- ・第2号被保険者（40歳～64歳）の保険料は国民健康保険などの各種医療保険の算定方法に基づいて設定されます。納付方法は医療保険と一括して支払うこととなります。

○保険料の納期限

納期は偶数月の年6回で、納期限は納期月の末日（納期限が土曜・日曜・祝日にあたる場合はその翌日）となります。

介護保険料	納期限
第1期	令和7年4月30日（水）
第2期	6月30日（月）
第3期	9月1日（月）
第4期	10月31日（金）
第5期	12月25日（木）
第6期	令和8年3月2日（月）

■障がい者福祉サービス

問い合わせ 福祉課障がい者福祉係（☎37-1252）

▼各種手帳について

障がい別の申請に基づき、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」が交付されます。

▶申請場所 福祉課（プラザけやき）

▼受けられるサービス

種 類	内 容
障害者総合支援法によるサービス（介護給付・訓練等給付・計画相談支援給付ほか）	さまざまな福祉サービスにより、総合的に地域社会での自立した生活を支援します。市の支給決定を受けた者（児）が、自らサービスを選択し、サービス提供事業者と契約を結び、サービスの提供（利用者負担あり）を受けられます。
児童福祉法によるサービス（児童発達支援・放課後等デイサービスほか）	
自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）	指定医療機関で医療を受けた場合、医療費を給付します（原則1割自己負担）。
補装具の購入・修理費の補助	補聴器、義足、車いすなどの補装具の購入と修理費の補助を行います。
日常生活用具の購入費の補助	容易に日常生活が送れるようストマ装具費などの補助を行います。
地域生活支援事業	相談支援・意思疎通支援・移動支援・地域活動支援センター・日中一時支援など
重度障害者（児）医療費助成	重度障害者（児）の健康を確保するため、病院で要した医療費を助成します。
精神障害者入院医療費助成	精神科入院費の一部負担金を助成します。
重度心身障害者タクシー利用料金助成	重度障害者（児）のタクシーの利用料金の一部を助成します。
障がい者（児）の手当	特別児童扶養手当・特別障害者手当・心身障害者扶養共済制度など
自動車や交通費の割引	有料道路の割引手続きやJR・県内私鉄、航空旅客運賃の割引の紹介をします。
公共料金の減免や税金の控除	NHK放送受信料の減免申請受付や自動車税減免、所得税・住民税控除の紹介をします。

※障がいの程度などにより受けられるサービスは異なります。



福祉



■成人の各種検診（申込制）

～1年に1回、検診を受けましょう！～

市の検診の申し込み・中止は、必ず令和7年5月30日（金）までに連絡ください。最終締め切りは8月29日（金）です。

○前年度に検診を受けた人（子宮頸がん、乳がん検診については前々年度に受けた人）

→8月中旬頃に通知が届きます。変更する人は連絡ください。変更がない人は連絡不要です。

○前年度に検診を受けなかった人

→希望する検診がある人は期限までに申し込みをしてください。希望しない人は連絡不要です。

令和7年度 菊川市成人検診一覧

検査の種類	対象者（令和7年4月1日現在の年齢です）	内容	時期
総合検診（集団） ※申込みした検診については同一日に受診できます。 ※総合検診は日時指定となります（予約制）。	胃がん検診	レントゲン（バリウム内服）	9月～令和8年1月
	大腸がん検診	便潜血検査	
	胸部検診	レントゲン	
	前立腺がん検診	血液検査	
	乳がん検診	マンモグラフィー	
	子宮頸がん検診	子宮頸部細胞診	
	肝炎検査	血液検査（B型・C型）	
	30代生活習慣病健診	身体計測・血液検査等	
婦人科単独検診（個別）	骨粗しょう症検診	骨塩定量検査	6月～10月
	乳がん検診 ＜実施医療機関＞ ・菊川病院健診センター	マンモグラフィー	
	子宮頸がん検診 ＜実施医療機関＞ ・松下産婦人科医院 ・菊川病院健診センター	子宮頸部細胞診	
歯周病検診	20・30・40・50・60・70歳の人 ※対象者には5月末に受診券を発送します。	歯周病検診	6月～10月

【注】20～39歳の人で子宮頸がん検診を受ける場合、同時に乳房エコー検査を受けることができます（乳房エコー検査のみでは受けられません）。自己負担金については、問い合わせください。

■高齢者定期予防接種 高齢者予防接種は、接種費用が一部助成されます。

種類	対象年齢	接種回数	接種方法	実施会場
インフルエンザワクチン	65歳以上 60～64歳の指定障がい者	年1回 10月～令和8年1月※2	個別接種	契約医療機関
高齢者肺炎球菌ワクチン	65歳 60～64歳の指定障がい者※1	1回	個別接種	契約医療機関
新型コロナウイルスワクチン	65歳以上 60～64歳の指定障がい者	年1回 10月～令和8年1月※2	個別接種	契約医療機関
带状疱疹ワクチン	65歳以上（5歳年齢ごと） 60～64歳の指定障がい者※1	生ワクチン：1回 組換えワクチン：2回	個別接種	契約医療機関

※1 未接種者に限ります。

※2 接種期間外で接種を希望される方には、任意接種として自費で接種を受けていただくことになります。

■任意予防接種 任意予防接種の接種費用が一部助成されます。

種類	対象年齢	接種回数	助成金額
带状疱疹ワクチン	50歳以上かつ定期予防接種の対象でない人	生ワクチン：1回※1	4,000円
		組換えワクチン：2回※1	4,000円×2回
風しんワクチン	①風しん抗体価が低く、風しん抗体価の低い妊婦と同居している家族 ②風しん抗体価が低く、妊娠を予定または希望している女性	風しんワクチン：1回※2	4,000円
		MRワクチン：1回※2	5,000円

※1 带状疱疹は生ワクチンと組換えワクチンどちらかのみの助成となります。

※2 風しんは風しんワクチンとMRワクチンどちらかのみの助成となります。

■菊川市健康カレンダー

成人向け事業（健康相談・健康チェック、健康診断、特定健診など）と、乳幼児向け事業（健診、健康相談、教室など）の日程を掲載した「菊川市健康カレンダー」を配布しています。

配布場所 子育て応援課（プラザけやき）、小笠市民課（小笠支所）

※市ホームページ（右記）からもダウンロードできます。





保健・予防



子育て支援

問い合わせ

健康づくり課保健医療係 (☎37-1112)

子育て応援課こども保健係 (☎37-1136)

こども相談係 (☎35-0955)

■小笠掛川歯科医師会訪問歯科診療

歯の治療を受けたくても通院できない人を対象に、歯科医師が往診して歯科治療を行う「訪問歯科診療」を実施しています。

▼対象者

在宅や施設などで疾病・傷病や心身障害のため、通院による治療が困難な患者

▼申込方法

本人または家族が、治療を受けたい歯科医院へ直接ご相談ください。かかりつけ歯科医が無い場合、歯科医師会の先生が順番で対応しています。

▶相談申込窓口 かとう歯科 (☎35-0201 FAX35-0203)

問い合わせ 小笠掛川歯科医師会 (☎22-6120)

▶受付時間 平日 午前9時30分～正午

■中東遠地域障がい者歯科診療

中東遠地域の障がい者歯科協力歯科医院（以下、協力歯科医院）と中東遠総合医療センター（以下、医療センター）が連携して、障がいのある人を対象とした歯科診療を行います。診療を希望する人は、協力歯科医院を受診してください。協力歯科医院については、下記に問い合わせください。なお、協力歯科医院での診察の結果、必要と判断された場合は、医療センター障がい者歯科外来（第2・4木曜日午後診療）での予約診療となります。

問い合わせ 小笠掛川歯科医師会 (☎22-6120)

▶受付時間 平日 午前9時30分～正午

■母子保健サービス

母子健康手帳交付	医療機関から妊娠届出書が交付されたら、プラザけやきで手続きをしましょう。(要予約)
赤ちゃん訪問	保健師などがお宅へ訪問し、子育てについての相談や乳幼児健診、予防接種の説明などを行っています。
母子健康診査	
妊婦・産婦健康診査受診票交付	妊婦・産婦健診は、妊産婦さんと赤ちゃんを守るための大切な健診です。定期的に受診していただくために、母子健康手帳交付時に、妊婦・産婦健康診査受診票を交付します。受診票を使って受診すると、費用の一部が助成されます。
新生児聴覚スクリーニング検査	聴覚障害を早期に発見し、治療や療育に結びつくよう、出産後まもなく産婦人科で実施する検査の費用を一部助成します。
乳児健診・相談	1ヶ月児健診・4カ月児健診・10カ月児健診は指定医療機関で健康診査受診票を使って受診します。健診費の一部費用を助成します。6カ月児相談・1歳お誕生日相談は、プラザけやきで実施します。
幼児健診	1歳6カ月・2歳・2歳6カ月・3歳に節目の健診をプラザけやきで実施します。健診時、希望者にはむし歯予防のためのフッ素塗布を実施します。
乳幼児健康相談・栄養相談	毎月3日間、プラザけやきで実施しています。
出張計測会	小笠図書館と加茂地区センターで年2回ずつ乳幼児を対象に計測会を実施します。
小学生歯科健診・フッ素塗布	市内小学生を対象に、年間2回、集団で実施します。
子育て支援教室	
プレママ&パパサロン～妊娠・両親教室～	講話や妊婦体験、赤ちゃん抱っこ体験などをおとして、妊娠・出産・育児に関する情報提供や、交流の場を提供します。
離乳食教室	講話や調理実習をおとして、離乳食について学び、保護者同士の交流の場を提供します。
新米パパ教室	講話や沐浴体験などをおとして、新米パパの育児参加のサポートや交流の場を提供します。
子どもの予防接種	定期予防接種（法律で義務づけられているもの）は、指定の予診票を使用して、指定医療機関で接種します。 ※転入された人は、母子健康手帳を持って、子育て応援課で予診票の交付手続きをしてください。
乳幼児期	下記の定期予防接種予診票は、赤ちゃん訪問でお渡ししています。 ・ロタウイルス ・B型肝炎 ・小児用肺炎球菌 ・ヒブ ・BCG ・4種混合 ・5種混合 ・水痘 ・麻しん・風しん混合（MR） ・日本脳炎 1期
学齢期	予診票は、対象年齢の時に個別に郵送します。 ・DT二種混合 ・日本脳炎 2期 ・HPV ※未接種の人は、子育て応援課へ相談ください。

■ホームヘルプサービス利用費助成

市内在住の妊産婦の人（産後180日までの人）で、家族に手伝ってくれる人がいない人に対して、ベビーシッターやホームヘルパーなどを利用した費用の一部を助成します。対象要件など詳細については、子育て応援課こども保健係 (☎37-1136) に問い合わせください。

■産後ケア助成

出産後1年未満の人を対象に、指定の助産院などで心身のケアや授乳指導、育児相談などのサービスを利用した場合の費用の一部を助成します。対象要件など詳細については、子育て応援課こども相談係 (☎35-0955) に問い合わせください。

保健・予防



子育て支援



子育て支援

■不妊・不育症治療費助成

問い合わせ 子育て応援課こども保健係 (☎37-1136)

医療機関にて不妊症、不育症の診断を受け、不妊・不育症治療を受けた夫婦に対し、治療費用の一部を助成しています。不妊治療に対しては今年度から助成を拡大し、上限100万円まで回数無制限で助成できるようになりました。ただし、令和7年3月31日以前に治療を開始した夫婦については、従前の助成内容が適用されます。対象要件など詳細は、問い合わせください。

■各種助成制度・手当

問い合わせ 子育て応援課家庭支援係 (☎35-0914)

▼児童手当

○支給の対象

18歳に達する日以後最初の3月31日までにある児童(高校終了前の児童)を監護している人に支給されます。

○手当の額(児童一人当たり、月額)

0～3歳未満：1万5千円

3歳以上高校修了前：1万円

第3子以降：3万円

※申請がないと支給されません。

○支給時期 年6回(偶数月)

▼児童扶養手当

○支給の対象

離婚などにより18歳に達する日以降最初の3月31日までにある児童または一定以上の障がいの状態にある20歳未満の児童を監護している父母または養育者が対象です。ただし、所得制限があります。

○手当の額(月額)

子ども1人：1万1,010円～4万6,690円

2人：1万6,530円～5万7,720円

3人：2万2,050円～6万8,750円

○支給時期 年6回(奇数月)

▼ひとり親家庭等医療費助成

○支給の対象

所得税が課税されていない人(生計同一の扶養義務者を含む)で20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、または両親のいない20歳未満の児童

※所得税が課税されている場合でも、扶養親族の状況などによって対象となる場合があります。

○助成の内容

保険診療による自己負担金を助成します。ただし、入院時の食事代など対象にならない費用もあります。

▼こども医療費助成

○支給の対象

市内に住所があり、健康保険(国保、協会けんぽ、企業保険、共済など)に加入している18歳に達する日以降最初の3月31日までにある児童

○助成の内容

・入院・通院にかかる保険診療自己負担分医療費、入院時食事療養費標準負担額(食事療養費分)の全額

■一時預かり保育

▼リフレッシュ・一時保育

○対象児童

市内に住所がある小学校就学前の児童(保育所など未入所)※伝染病疾患やその他の病気、負傷をしている児童は対象外です。

○利用回数 原則として1カ月に10日以内

○利用料金

4時間未満：1,100円/回、4時間以上：2,200円/回

○実施施設

園名	所在地	電話番号
牧之原保育園	牧之原市東萩間 1987-50	0548-27-2223
横地保育園	菊川市東横地 1729	36-3318
河城保育園	菊川市友田 15-3	36-4667
菊川保育園	菊川市潮海寺 41-2	35-2562
認定こども園 西方こども園	菊川市西方 1477-1	36-4133
認定こども園 愛育保育園	菊川市堀之内 69	28-8311
認定こども園 双葉こども園	菊川市本所 2227-1	36-5031
おおぞら認定 こども園	菊川市下内田 832-1	35-2323
小笠北 認定こども園	菊川市嶺田85	73-2004
ひかり保育園	菊川市下平川 2115-2	73-2471
認定こども園 ひがしこども園	菊川市川上 1410-1	73-5312
認定こども園 みなみこども園	菊川市高橋 3691	73-4360

問い合わせ こども政策課幼保こども園係 (☎37-1131)



子育て支援

問い合わせ

子育て応援課こども保健係(☎37-1136)、子育て応援課家庭支援係(☎35-0914)
こども発達係(☎37-1137)、こども相談係(☎35-0955)
こども政策課幼保こども園係(☎37-1131)

▼ファミリー・サポート・センター

「育児の援助を受けたい人」(依頼会員)と「育児の援助をしたい人」(提供会員)を会員として、地域で仕事と家庭の両立を支援する制度です。

○活動内容

- ・保育施設の開始時刻前または終了後に子どもを預かる
- ・保育施設までの送迎を行う
- ・学校の放課後に子どもを預かる
- ・その他、センターが認める範囲内の援助

○利用料金

依頼会員が提供会員に直接支払います。

日 時		報酬
平 日	7:00 ～ 19:00	600 円/時間
	上記以外の時間	700 円/時間
土・日曜日、 祝日、年末年始	7:00 ～ 19:00	700 円/時間
	上記以外の時間	800 円/時間

問い合わせ 子育て応援課家庭支援係 (☎35-0914)

■しずおか子育て優待カード

問い合わせ 子育て応援課家庭支援係 (☎35-0914)

○利用方法

18 歳未満の子どもを同伴した保護者または妊娠中の人、協賛店舗・施設で優待カードを提示(妊娠中の方は併せて母子手帳を提示)すると、店舗・施設ごとに決められた特典を受けることができます。この事業は県内、県外の協賛店舗・施設で共通して利用できます。

～「しずおか子育て優待カードアプリ」を配信しています～

従来の紙カードを持ち歩かなくても、アプリ内のカード画像を見せれば、協賛店舗・施設で優待が受けられます。右記を読み取り、「しずおか子育て優待カードアプリ」をインストールすることができます。



■放課後児童クラブ

問い合わせ こども政策課幼保こども園係 (☎37-1131)

授業の終了後や祝日、夏休み、冬休みおよび春休み期間中に、就労などの理由により保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供します。

▶対象児童 菊川市立の小学校に就学している児童

▼放課後児童クラブ一覧

名 称	対象小学校	電話番号
加茂小放課後児童クラブ	加茂小学校	090-5106-6645
六郷小放課後児童クラブ	六郷小学校	090-5106-6611
河城小放課後児童クラブ	河城小学校	090-7612-3499
堀之内小放課後児童クラブ	堀之内小学校	090-7618-3731
小笠北小放課後児童クラブ	小笠北小学校	090-5106-1613
小笠南小放課後児童クラブ	小笠南小学校	090-5106-1380
小笠東小放課後児童クラブ	小笠東小学校	090-5106-1110
横地小放課後児童クラブ	横地小学校	090-7671-3739
内田小放課後児童クラブ	内田小学校	080-1552-1731

■子育て支援施設など

問い合わせ 子育て応援課家庭支援係 (☎35-0914)

▼児童館

0 歳児～18 歳未満の児童に遊びの場を提供し、健康増進と情操を豊かにするために利用する施設です。

- ・菊川児童館 (菊川市半済1865 ☎37-1135)
- ・小笠児童館 (菊川市下平川6225 ☎73-5698)

▼子育て支援センター

子どもたちが元気にすくすく育つように、育児相談や講座、子育て情報の発信などを行い、健全な遊びの場、ふれあいの場、親同士の交流の場を提供しています。

- ・きくがわ子育て支援センター「たんぽぽ」
(菊川市半済1865 ☎37-1135)
- ・おがさ子育て支援センター「ひまわり」
(菊川市下平川6225 ☎73-5698)

▼こども家庭センター

妊産婦、子ども、そのご家庭の総合相談窓口です。

○相談日時

月曜日～金曜日 午前8時15分～午後5時

※祝日、年末年始は除く

係名	内容	電話番号
こども相談係	お子さんやご家庭の様々な悩みの相談	35-0955
こども保健係	お子さんの健診や予防接種、子育てに関する相談	37-1136
こども発達係	0～18歳までの発達に関する相談	37-1137

■保育園

問い合わせ こども政策課幼保こども園係 (☎37-1131)

▼入園申込

年度途中も随時受付を行っていますので、こども政策課に問い合わせください。

▼保育園一覧

公立保育園			
園名	所在地	電話番号	開所時間
牧之原保育園	牧之原市東萩間 1987-50	0548- 27-2223	7:15～18:15
私立保育園			
園名	所在地	電話番号	開所時間
菊川保育園	菊川市潮海寺 41-2	35-2562	7:00～19:00
横地保育園	菊川市東横地 1729	36-3318	7:00～19:00
河城保育園	菊川市友田 15-3	36-4667	7:00～18:30
ひかり保育園	菊川市下平川 2115-2	73-2471	7:00～19:00



子育て支援



子育て支援 教育

問い合わせ

こども政策課幼保こども園係 (☎37-1131)
学校教育課学校指導係 (☎73-1113)

■認定こども園

問い合わせ こども政策課幼保こども園係 (☎37-1131)

▼入園申込

年度途中も随時受付を行っていますので、こども政策課または各認定こども園に問い合わせください。

▼認定こども園一覧

公立認定こども園			
園名	所在地	電話番号	開所時間
小笠北認定こども園	菊川市嶺田 85	73-2004	7:00~19:00
私立認定こども園			
園名	所在地	電話番号	開所時間
認定こども園西方こども園	菊川市西方 1477-1	36-4133	7:30~19:00
認定こども園堀之内幼稚園	菊川市堀之内 69	35-2504	7:30~18:30
認定こども園愛育保育園	菊川市堀之内 69	28-8311	7:30~19:00
認定こども園菊川中央こども園	菊川市本所 27	35-2493	7:30~18:30
認定こども園双葉こども園	菊川市本所 2227-1	36-5031	7:00~19:00
おおぞら認定こども園	菊川市下内田 832-1	35-2323	7:00~19:00
認定こども園ひがしこども園	菊川市川上 1410-1	73-5312	7:30~18:30
認定こども園みなみこども園	菊川市高橋 3691	73-4360	7:30~18:30

■小規模保育事業所

問い合わせ こども政策課幼保こども園係 (☎37-1131)

▼入所申込

年度途中も随時受付を行っていますので、こども政策課に問い合わせください。

▼対象児童

0歳から2歳児まで

▼小規模保育事業所一覧

事業所名	所在地	電話番号	開所時間
なかうちだのぞみ保育園	菊川市中内田 4744-1	28-7870	7:30~18:30
小規模保育所おやまのこ	菊川市堀之内 64-1	28-8155	8:00~19:00
あいキッズランド菊川加茂園	菊川市加茂1984-1	29-7637	7:30~18:30
あいキッズランドカルガモ園	菊川市加茂3013-1	25-6275	7:30~18:30

■小学校・中学校

問い合わせ 学校教育課学校指導係 (☎73-1113)

▼入学

○小学校への入学

小学校に入学する前年の9月頃に市教育委員会から就学時健康診断日の通知を、1月末に「入学通知書」を送ります。下記の場合は早めに連絡してください。

- ・転出、転居予定がある
- ・入学通知書が届かない、内容に誤りがある
- ・身体が非常に弱い、手足・目・耳が不自由
- ・外国籍だが、市立学校へ就学を希望する

○中学校への入学

「入学通知書」を自宅に発送します。入学通知書が届かない、内容に誤りがある場合は、連絡してください。

▼転校

○市内転居

学区外へ転居するときは学校も変わることになります。現在の学校から転校の書類をもらい、市民課または小笠市民課で転出手続きをしてください。

○市外転居

現在の学校から転校の書類をもらい、市民課または小笠市民課で転出手続きをし、転入先の教育委員会の指示を受けてください。

※転校の手続きは、水曜日業務延長では受け付けできません。

▼小・中学校一覧

公立学校		
学校名	所在地	電話番号
小笠東小学校	菊川市川上 1348-2	73-2050
小笠南小学校	菊川市高橋 3503	73-2220
小笠北小学校	菊川市嶺田 59	73-2054
六郷小学校	菊川市本所 2200	35-3147
内田小学校	菊川市下内田 1637	35-2632
横地小学校	菊川市東横地 1886	35-3552
加茂小学校	菊川市加茂 5114	35-3347
堀之内小学校	菊川市西方 2140	35-2108
河城小学校	菊川市吉沢 556	35-3330
牧之原小学校	牧之原市東荻間 2082-13	0548-27-2314
岳洋中学校	菊川市下平川 5430	73-2400
菊川西中学校	菊川市加茂 38	35-3546
菊川東中学校	菊川市本所 670	35-2335
牧之原中学校	牧之原市東荻間 2079-9	0548-27-2803
私立学校		
学校名	所在地	電話番号
常葉大学附属菊川中学校	菊川市半済 1550	35-3171

▼教育相談

教育や子育てに関することの「教育相談」を実施しています。悩みを抱え込まないで、まず教育支援センターにお電話ください。

教育支援センター「このゆびと〜まれ」

(菊川市下平川6225 中央公民館内 ☎73-1110)





■ごみについて

問い合わせ 環境推進課環境推進係 (☎35-0916)

市では限りある資源の有効利用とリサイクル推進のため、ごみの分別収集を行っています。環境推進課と小笠市民課で『菊川市のごみの出し方』と『ごみ収集カレンダー』を配布しています。

分別方法は、『菊川市のごみの出し方』で確認してください。なお、分別方法が分からないときは、環境推進課に問い合わせください。

▼ごみの分別

ごみは、燃えるごみ、燃えないごみ、資源物(缶、ビン、ペットボトル、白色トレー、プラスチック製容器包装)に分類されます。それぞれ出す場所(ごみステーション)と日時が決まっていますので『ごみ収集カレンダー』で確認してください。

▼燃えるごみ、燃えないごみの出し方

菊川市指定ごみ袋に入れて、しばって出してください。指定ごみ袋には自治会名、氏名を記入してください。分別ができていないもの、分別が確認できないもの、氏名が書いていないもの、指定ごみ袋以外の袋で出されたごみは回収しません。

▼資源物(缶、ビン、ペットボトル、白色トレー、プラスチック製容器包装)の出し方

資源物回収ステーションにコンテナや回収ネットが設置されていますので、汚れを落として出してください。また、常設の赤土リサイクルステーションでは資源物の拠点回収を年中無休で行っています。

▼古紙類(新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ)の出し方

常設の赤土リサイクルステーションや環境保全センターなどで拠点回収を行っています。新聞、雑誌、ダンボールは種類ごとに分け、紙ひもで束ねて出してください。雑がみは紙袋や封筒に入れて出してください。

▼菊川市リサイクルマップ

菊川市ではリサイクル品目を回収している場所を地図にまとめた「菊川市リサイクルマップ」を作成しています。ホームページ(右記)から確認できます。



▼古布類の無料回収について

市役所駐車場内、赤土リサイクルステーション、環境保全センターで衣類や毛布、くつ、バッグなどを回収しています。紙袋などにまとめるか、ひもで束ねて出してください。

▼小型家電の無料回収について

環境保全センターで使用済小型家電を回収しています。施設内設置のコンテナ内へ入れてください。パソコンなどを出す場合は個人情報にご注意ください。また、リネットジャパンリサイクル(株)の小型家電の宅配回収サービス(有料)も利用できます。詳しくは、リネットジャパンリサイクル(株)のホームページ(右記)をご覧ください。家電リサイクル法対象家電(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン)および事業活動に伴って出たものは回収できませんのでご注意ください。



▼ごみステーションに出せないもの

粗大ごみや引っ越しなどで大量にごみが出た場合は環境資源ギャラリー(掛川市満水2319)へ直接持ち込んでください。

▼環境資源ギャラリーについて

令和5年7月から家電リサイクル法対象品目は、環境資源ギャラリーでの受取ができなくなりました。処分方法は、市ホームページをご覧ください。また、混雑日は事前予約制です。事前予約が必要な日はごみカレンダーまたは環境資源ギャラリーのホームページをご覧ください。

※予約受付は、搬入日の1週間前から前日までとなります。予約窓口(☎29-5070)へ電話または予約サイト(右記)から予約してください。



▼乾電池、蛍光管、水銀、温度計、体温計

乾電池・リチウムイオン電池は、燃えないごみの収集日に回収します。ごみステーションに青い箱がありますので、その中に入れてください。蛍光管などは年2回拠点回収します。回収日、回収場所はごみカレンダーと、広報菊川でお知らせします。

▼廃食用油

赤土リサイクルステーション、環境保全センター、市役所本庁1階の環境推進課で、廃食用油を回収しています。廃食用油をペットボトルに入れ、漏れないようキャップを閉めて出してください。回収できる油は、植物性で液状の食用油です。動物性油、固形油、工業用油は回収できませんのでご注意ください。

▼リサイクル品の無料受け取りをご利用ください

○環境保全センター (三沢・棚草)

受取時間 平日 午前8時30分～午後4時30分
※土・日曜日、祝日、年末年始は除く

受け取るもの 古紙類(新聞紙、雑誌、ダンボール、雑がみ、牛乳パック)、蛍光管、水銀入り温度計・体温計、古布類、布団、小型家電、鉄くず、廃食用油、インクカートリッジ

問い合わせ 環境保全センター (☎35-2065)

○赤土リサイクルステーション (赤土)

受取時間 午前8時～午後5時
※年中受け取り可能

受け取るもの ビン、アルミ缶・スチール缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、白色トレー、古紙類(新聞紙、雑誌、ダンボール、雑がみ、牛乳パック)、古布類、廃食用油

■犬について

問い合わせ 環境推進課環境政策係 (☎35-0916)

▼犬の登録

犬を飼われた日から30日以内に畜犬登録が必要です。また、引っ越しで犬を連れてきた場合には登録内容の変更手続きが必要になります。環境推進課または小笠市民課で手続きしてください。

▼狂犬病予防注射

年1回狂犬病予防注射をする必要があります。市が行う集合注射やかかりつけの獣医さんで予防注射をしてください。

▼犬の死亡届

飼い犬が亡くなった場合は、届出が必要です。愛犬手帳を持って環境推進課または小笠市民課で手続きをしてください。





■浄化槽設置事業費補助金

問い合わせ 下水道課庶務係

(菊川浄化センター内 ☎35-0933)

河川の水質浄化や生活環境の改善を図るため、浄化槽を設置する費用の一部を予算の範囲内で補助します。

▼補助対象区域

下水道認可区域・農業集落排水事業採択区域（高橋原地域の一部）・平尾下水処理場使用区域・集合処理施設設置区域（奥の谷地域・花水木地域）を除く区域

▼補助対象者

新たに10人槽以下の浄化槽を設置し、以下の①～③のいずれかに該当する人

- ①一般住宅（居住のみを目的に建てられた住宅）を建てようとしている人、または住んでいる人
 - ②2分の1以上を居住部分とする併用住宅（店舗などの業務用部分が居住部分と結合している住宅）を建てようとしている人、または住んでいる人
 - ③建売住宅（販売を目的とした浄化槽付き住宅）を浄化槽設置年度と同一年度に、最初に購入した人
- ※合併処理浄化槽を使用している人が、新たに浄化槽を設置する場合は、対象外となります。その他対象外となる条件がありますので、問い合わせください。

▼補助の対象

浄化槽本体の設置に係る費用（配管などの工事費は対象外）

補助金上限額などの詳細は、市ホームページ（右記）をご覧ください。



■生ごみ処理機器購入費補助金

問い合わせ 環境推進課環境推進係 (☎35-0916)

▼補助対象者 ※①～④を全て満たす人

- ①市内に住所を有し、現に居住している人
- ②同一世帯に税金（市県民税、国保税など）を滞納していない人
- ③市内の販売店で購入する人
- ④過去5年以内に市から生ごみ処理機器購入費補助金を受けていない人

▼対象機器

バイオ式生ごみ処理機、乾燥式生ごみ処理機、コンポスト容器

▼補助額

購入額の2分の1を補助※バイオ式生ごみ処理機は5万円、乾燥式生ごみ処理機は3万円、コンポスト容器は3,000円が限度額（100円未満切捨て）

▼申請方法

菊川市生ごみ処理機器購入事業費補助金交付申請書（様式第1号）と必要書類を添えて、市役所本庁環境推進課に直接持参ください。

※申請前に処理機器を購入した場合は、補助を受けることができません。

■自然エネルギー利用促進補助金

問い合わせ 環境推進課環境政策係 (☎35-0916)

▼補助対象者 ※①および②を満たす人

- ①市内に自ら居住し、または居住を予定する住宅に、太陽光発電システムおよび太陽熱温水器などを新たに設置しようとする人

- ②同一世帯に税金（市県民税、国保税など）を滞納している人がいない人

▼対象機種の種類・補助金額

- ①太陽光発電システム（10kW未満に限る）
1kWあたり4,000円（限度額2万円）
- ②家庭用リチウムイオン蓄電池
1kW時間あたり1万2,000円（限度額6万円）
- ③太陽熱温水器
集熱パネルの面積1㎡あたり2,000円（限度額8,000円）
- ④ソーラーシステム
集熱パネルの面積1㎡あたり2,000円（限度額1万2,000円）

▼申請方法

菊川市自然エネルギー利用促進補助金交付申請書（様式第1号）と必要書類を添えて、市役所本庁環境推進課に直接持参ください。※必ず設置前に申請ください。

■菊川市省エネ家電製品購入補助金

問い合わせ 補助金申請専用ダイヤル (☎25-7600)

▼補助対象者

- ①市内店舗から購入し、同品目の省エネ家電の買い替えであること（新設不可）
- ②申請時に菊川市に住民登録があること
- ③市税の滞納がないこと

▼対象家電

電気冷蔵庫、電気冷凍庫、テレビ、照明、エアコン
※住所地で自ら使用するもの

▼補助金額

- 5万円以上 10万円未満 1万円
10万円以上 15万円未満 2万円
15万円以上 3万円
※1世帯につき1年度1回限りの申請

▼申請方法

※交付申請書と必要書類を添えて、市役所本庁環境推進課に直接持参ください。

電子申請でも申請できます。

※詳細は市ホームページ（右記）、または専用ダイヤルにて問い合わせください。



■猫の不妊・去勢手術事業費補助金

問い合わせ 環境推進課環境政策係 (☎35-0916)

▼補助の対象および条件 ※①～⑥を全て満たすこと

- ①市内に生息している所有者の判明しない猫を保護し、不妊・去勢手術を受けさせるものであること
- ②市内に在住または在勤する人
- ③所有者の判明しない猫の繁殖抑制を行っていること、新たな飼い主探し、その他の当該猫の問題解決に努めていること
- ④地域住民の理解が得られる活動であること
- ⑤営利を目的としていないこと
- ⑥市やその他のものから補助金等の交付を受けていないこと

▼補助金額

- オス（去勢）：6,000円
メス（不妊）：9,000円





■わが家の専門家診断事業

専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施します。

問い合わせ 都市計画課住宅建築係 (☎35-0957)

▼補助の条件 ※①～③を満たすこと

- ①昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅である
- ②過去に当該診断を受けたことがない
- ③診断の際に、専門家がすべての部屋に入ることに同意する

▶申請方法 直接または電話で都市計画課へ申し込み

▶注意事項 この補助制度は、令和7年度まで延長します。

■木造住宅耐震補強補助金

問い合わせ 都市計画課住宅建築係 (☎35-0957)

耐震補強工事の設計費用および工事費用に対し、補助金を交付します。

▼補助金額

お住まいの人全員が65歳以上の住宅、要介護者や身体障がい者がお住まいの住宅など…最大120万円
それ以外の住宅…最大100万円

▼補助条件

- ①昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅である
- ②現在の耐震診断評価が1.0未満である
- ③耐震補強工事後に、耐震診断評価が0.3ポイント以上上がり、かつ1.0以上になる
- ④耐震補強工事の設計および工事に、着手する前である
- ⑤年度内に、耐震補強工事の設計および工事を完了させる

▼申請方法

必要書類と申請方法は、都市計画課へ問い合わせください。

▼注意事項

- ・予算がなくなり次第、受付は終了します。
- ・補助金の支払い、申請者が工事費用を支払った後になるので、一時的に工事金額全額の負担が生じます。
- ※この補助制度は、令和7年度で終了します。

■耐震シェルター・防災ベッド 整備事業費補助金

地震による住宅の倒壊から生命を守るため、室内に安全な空間を確保できる耐震シェルターおよび防災ベッドなどの設置にかかる費用の一部を補助します。

問い合わせ 都市計画課住宅建築係 (☎35-0957)

▼補助対象者 ※①～③を満たす人

- ①昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の木造住宅に住んでいる人
- ②これまでに木造住宅耐震補強工事や耐震シェルター、防災ベッドなどの購入に係る市が行う補助制度を受けていない人
- ③購入する防災ベッドなどは静岡県が認めたものであること

▼補助金額

○耐震シェルター:本体購入、設置等(床下工事(補強工事含む)に要する費用の3分の2以下、最大40万、高齢者等は6分の5以下、最大50万

○防災ベッド:本体購入に要する費用の3分の2以下、最大40万、高齢者等は6分の5以下、最大50万

※高齢者等はお住まいの人全員が65歳以上の住宅、要介護者や身体障がい者がお住まいの住宅

▼申請方法

申請書と必要書類を着工前に都市計画課へ提出

※詳細は、都市計画課へ問い合わせください。

■家具転倒防止事業

菊川建築組合および小笠建築組合の協力を得て、1世帯あたり5箇所以内の家具等を固定する事業です。

※テレビ、ピアノ、仏壇は対象外です。

問い合わせ 危機管理課防災計画係 (☎35-0923)

▼補助対象者

令和7年4月1日に市内に住所を有し、下記のいずれかに該当しており、家具転倒防止を希望する世帯

- ①65歳以上の高齢者のみの世帯
- ②要介護度3以上の認定を受けている人の属する世帯
- ③身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている人の属する世帯
- ④精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている人の属する世帯
- ⑤療育手帳A1、A2またはA判定の交付を受けている人の属する世帯

※昨年度までに家具転倒防止事業を実施した人は対象外です。

※施設や病院などに長期入所・入院されている人は対象外です。

▼補助金額

全額補助

※事業対象外の工事を希望する人は事業(工事)実施業者と相談してください。

▼申請方法

家具転倒防止事業申請書に必要事項を記入のうえ、直接または郵送で危機管理課(〒439-8650 菊川市堀之内61)へ提出(定められた期限までに申請が必要です)。

※住居が共同住宅(アパート)または借家の場合は、住宅の所有者の承諾が必要になりますので、申し込み前に確認をお願いします。

※住宅メーカーによっては、壁の下地が硬く固定金具が設置できない可能性があります。ご了承ください。

※詳細は危機管理課へ問い合わせください。





住まい・くらし

■感震ブレーカー設置事業費補助金

地震災害時における電気火災の発生を防止することにより、火災の軽減および市民の安全な避難行動を確保するため、申請者に対し予算の範囲内で補助金を交付します。

問い合わせ 危機管理課防災計画係 (☎35-0923)

▼補助対象者

- 菊川市内に住所を有し、過去に同補助を受けておらず、下記①～⑤のいずれかに該当する世帯
- ①65歳以上の高齢者の属する世帯
(1人でも住んでいれば対象)
 - ②要介護度3以上の認定を受けている人の属する世帯
 - ③身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている人の属する世帯
 - ④精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている人の属する世帯
 - ⑤療育手帳A1、A2またはA判定の交付を受けている人の属する世帯

▼補助金額

感震ブレーカーの購入および設置工事に要する経費の3分の2以内の額(上限2万5,000円)

▼申請方法

申請書と必要書類を着工前に危機管理課へ提出
※住居が集合住宅(アパート)または借家の場合は、住宅の所有者の同意が必要になりますので、申し込む前に確認をお願いします。

■瓦屋根耐風診断および耐風改修事業補助金

問い合わせ 都市計画課住宅建築係 (☎35-0957)

建築基準法改正告知基準前の瓦屋根の耐風診断費用および改修工事費用に対し、補助金を交付します。

▼補助対象

- 令和3年12月31日以前に建築された瓦屋根の住宅(長屋、共同住宅、併用住宅※を含む)
※店舗などの床面積が延べ面積の2分の1未満のもの
※原則として屋根の全面を改修する工事が対象です。

▼補助金額

	耐風診断	耐風改修工事
補助対象	瓦屋根の繋結方法が、改正後の基準に適合しているか、専門家(瓦屋根診断技士、瓦屋根工事技士、かわらぶき技能士)に依頼する診断費用	専門家による耐風診断の結果、基準に適合していない瓦屋根を改正後の基準に適合する屋根への改修工事費用(瓦屋根以外への改修も可)
補助金額	診断費の3分の2 (最大2万1,000円/棟)	工事費※の23% (最大55万2,000円/棟) ※補助対象限度額 2万4,000円×屋根面積 (上限240万円/棟)

▼申請方法

必要書類を都市計画課に直接持参ください。
※必ず着工前に申請してください。
補助金交付決定前に着工すると補助が受けられません。
※必要書類などの詳細は、都市計画課へ問い合わせください。

▼注意事項

- ・補助金の支払いは、申請者が工事費等を支払った後になりますので、一時的に工事等金額全額のご負担が生じます。
- ・予算がなくなり次第、受付は終了します。

■ブロック塀撤去事業補助金

問い合わせ 都市計画課住宅建築係 (☎35-0957)

ブロック塀を撤去する工事に、予算の範囲内で補助金を交付します。

▼補助対象

公道に面した危険なブロック塀を全て撤去する工事

▼補助金額

- 次の金額のいずれか少ないほう(上限26万6,000円)
- ・撤去工事見積額×3分の2
 - ・9,200円×対象のブロック塀の延長(m)×3分の2

▼申請方法

必要書類(詳しくは問い合わせください)を都市計画課へ提出

補助金交付決定前に着工すると補助が受けられません。
必ず着工前に申請してください。

▼注意事項

補助金の支払いは、申請者が工事経費を支払った後になりますので、一時的に工事金額全額のご負担が生じます。

■避難路・避難地沿いブロック塀改善事業補助金

問い合わせ 都市計画課住宅建築係 (☎35-0957)

ブロック塀を撤去後、安全な塀に造り替える工事に、予算の範囲内で補助金を交付します。

▼補助対象

避難路・避難地沿いの公道※に面した危険なブロック塀をアルミフェンスなど安全な塀に造り替える工事
※対象道路については、問い合わせください。

▼補助の金額

- 次の金額のいずれか少ないほう(上限16万6,000円)
- ・改善工事見積額×3分の2
 - ・3万8,400円×対象のブロック塀の延長(m)×3分の2

▼申請方法

必要書類(詳しくは問い合わせください)を都市計画課へ提出

補助金交付決定前に着工すると補助が受けられません。
必ず着工前に申請してください。

▼注意事項

補助金の支払いは、申請者が工事経費を支払った後になりますので、一時的に工事金額全額のご負担が生じます。

■菊川市若者世帯定住促進補助金

問い合わせ 都市計画課住宅建築係 (☎35-0957)

▼補助対象者

- ①夫または妻のいずれかが満40歳未満である夫婦のいる世帯に属する夫または妻
- ②配偶者のいない満40歳未満の親と子がいる世帯に属する親

▼交付条件

夫または妻のいずれかが取得した住宅に住民票を移動した日の前1年間の住所が市内の賃貸住宅または、市外に居住している人で①～⑦を全て満たすこと(中古住宅を購入する場合は①～⑧)



- ①菊川市に定住するために市内に住宅を取得したものであること
- ②取得した住宅は所有権保存登記または所有権移転登記がされていること
- ③取得した住宅に居住（住民基本台帳に登録されている）していること
- ④住宅の取得が、平成28年4月1日以降の契約に基づくもの
- ⑤取得した住宅に住民票を移動してから6カ月以内の申請であること
- ⑥取得した住宅に居住している人が、市税を滞納していないこと
- ⑦取得した住宅が、関係法令に違反していないこと
- ⑧中古住宅を購入した場合、取得した住宅が新耐震設計基準に適合していること

▼補助金額

- ・住宅の取得費用の10分の1以内で、25万円を上限に補助を受けられます。
- ・三世代同居または三世代隣接住宅を取得した場合、取得費用の10分の2以内で、40万円を上限に補助を受けられます。

※三世代同居住宅とは、小学生以下の子と補助対象者が、その親または祖父母と同居するための住宅のこと。

※三世代隣接住宅とは、小学生以下の子と補助対象者が居住し、その親または祖父母が所有かつ居住する住宅に隣接する住宅のこと。

▼申請期間

令和8年3月31日まで※予算がなくなり次第、終了

▼申請方法

必要書類を直接都市計画課へ提出

※詳細は都市計画課へ問い合わせください。

■菊川市移住就業支援事業費補助金

問い合わせ 市長公室営業戦略係（☎35-0924）

▼補助対象者

東京圏（埼玉県、千葉県、東京都および神奈川県）から菊川市へ移住した人

※申請時において移住後1年以内であり、申請日から5年以上継続して居住する意思のある人が対象です。

▼補助金額

単身での移住の場合 60万円

世帯での移住の場合 100万円

（18歳未満の世帯員と一緒に移住する場合18歳未満1人あたり100万円を加算）

※世帯での移住：申請者を含む2人以上の世帯員が、移住する前の居住地および申請時のいずれも同一世帯に属していたことが条件となります。

▼申請期間

令和8年1月30日必着※予算がなくなり次第終了

▼申請方法

必要書類を市長公室へ提出

※申請には条件があります。

※詳細は市ホームページ(右記)を確認ください。



■菊川市地方就職学生支援金

問い合わせ 市長公室営業戦略係（☎35-0924）

▼補助対象者

東京圏（埼玉県、千葉県、東京都および神奈川県）のキャンパスに通う大学生で、卒業後静岡県内に就職し、菊川市内に移住する人

※移住後5年以上継続して居住する意思のある人が対象です。

▼補助金額

就職活動に要した1回分の往復交通費の2分の1以内、上限5,940円

▼申請期間

令和8年1月30日必着※予算がなくなり次第終了

▼申請方法

必要書類を市長公室へ提出

※申請には条件があります。詳細は市ホームページ(右記)を確認ください。



■菊川市結婚新生活支援事業費補助金

問い合わせ 企画政策課企画係（☎35-0900）

▼補助対象者

・令和7年1月1日から令和8年2月27日までの間に婚姻届を提出し受理された世帯（新婚世帯）。

・令和6年度に本補助金の補助上限額未満の交付を受けた世帯（継続補助世帯）。

▼補助条件

・婚姻日において、夫婦の年齢がともに39歳以下であること。

・令和6年分の夫婦の年間所得の合計が500万円未満であること（新婚世帯に限る）。

・補助金の交付申請時に夫婦がともに申請に係る住所に住所を有していること。

・他の公的制度による住宅補助、または家賃補助を受けていないこと。

▼対象経費

・結婚を機とした、市内の住宅購入、リフォーム、賃借する際に要した費用、引越費用

※令和7年4月1日から令和8年2月27日までに支払った費用が対象となります。

▼補助額

基準日：婚姻日における夫婦の年齢

・ともに29歳以下の世帯 上限60万円

・それ以外の世帯（39歳以下） 上限30万円

※継続補助世帯は、上記上限額から令和6年度の交付額を差し引いた額を限度とする。

▼申請期間

・令和8年2月27日※予算がなくなり次第、終了

▼申請方法

・必要書類を企画政策課へ提出

※申請にあたっては、必ず事前に相談ください。





住まい・暮らし

問い合わせ

都市計画課住宅建築係 (☎35-0957)
財政課資産経営係 (☎35-0919)
地域支援課自治振興係 (☎35-0925)

■市営住宅

上本所団地、長池団地、赤土団地の3つがあります。

問い合わせ 都市計画課住宅建築係 (☎35-0957)

▼**申込資格** 次の①～⑨をすべて満たす人

①親族関係のある2人以上で入居すること

※ただし、上本所団地は50歳以上の人、長池・赤土団地では60歳以上の人、障がい者で1人で生活できる人などは、単身で入居できます。

②申し込みにあたって、不自然な合体や分離をした世帯でないこと

③世帯の合計月収※が、次の金額以下であること

・高校生以下の子どもがいる世帯、60歳以上のみの世帯、障がい者がいる世帯など…25万9,000円

・それ以外の世帯…15万8,000円

※税法上の所得の扱いとは異なりますので、詳しくは問い合わせください。

④住宅に困窮していること

⑤税の滞納がないこと

⑥2人の連帯保証人(住所および家計が別で、近隣に住し、申込者と同等以上の収入のある者)がいること

⑦自治会活動(役員の引受も含む)に参加できること

⑧暴力団員でないこと

⑨次の事項に同意いただけること

・部屋の指定ができないこと

・市が指定する期限内に入居すること

・入居中および退去時に修繕費の負担が生じること

▼**申込受付**

現在いつでも申し込みを受け付けています。

▼**申込方法**

都市計画課へ問い合わせください。

▼**参考家賃**

上本所団地(3LDK) 2万600円～5万2,500円

長池団地(3DK) 1万9,500円～4万5,500円

赤土団地(1LDK) 1万7,000円～3万9,000円

(2LDK) 2万900円～4万8,000円

(3LDK) 2万4,100円～5万5,500円

※収入に応じて、変動します。駐車場代、自治会費は別途必要です。

■市営駐車場

無人駐車場です。

問い合わせ 財政課資産経営係 (☎35-0919)

▶**利用可能時間** 24時間年中無休

▶**所在地** 菊川市堀之内1586

(JR菊川駅より徒歩5分、東名高速道路菊川インターチェンジより車で5分)

▼**収容台数** 19台

※利用できる車両は、普通自動車・小型自動車・軽自動車です。

▼**駐車料金**

駐車料金	①60分	100円
	②24時間まで	最大料金900円
	③24時間以降	12時間ごとに500円

※24時間以降は③が繰り返し適用されます。

※2千円、5千円、1万円札は使用できません。

※市では、駐車中における損傷、窃盗その他の事故についての責任を一切負いません。

■コミュニティバス

問い合わせ 地域支援課自治振興係 (☎35-0925)

▶**運行日** 平日 午前7時4分～午後5時20分

※土日・祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)は運行しません。

▶**運賃** 小学生以上100円

▼**運賃の免除**

次に該当する人は運賃が免除になります

①身体障害者手帳の交付を受けている人

②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

③戦傷病者手帳の交付を受けている人

④療育手帳の交付を受けている人

⑤要介護認定を受け、要介護1以上の人

⑥運転経歴証明書の交付を受けている人

※交付月+6カ月に限り免除

⑦未就学児童(小学生未満)

⑧他のコースから乗り継ぐ人

※①～⑥に該当する人は、乗車時に運転手に手帳を提示してください。⑦に該当する人は乗車時に運転手に申し出てください。⑧に該当する人は乗車時に運転手に乗継券を渡してください。

▼**コース・運行方法**

○10人乗り車両による定時定路線運行(7コース)

4月1日から一部のコースを変更しました。

・「倉沢・富田コース」…令和7年7月25日(金)～8月28日(木)の間、第1便の上倉沢公会堂(7:09)～JA河城支店(7:16)は運休します。

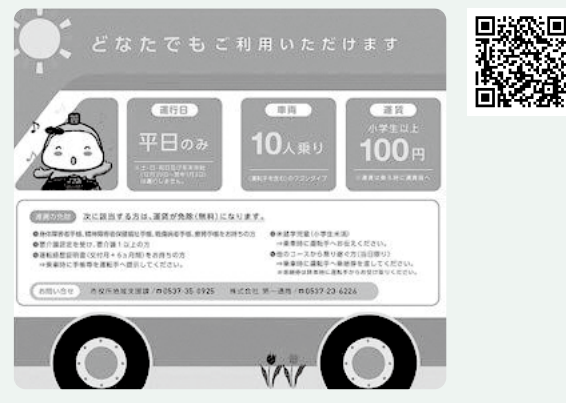
・「三沢・河東コース」…定時定路線(午前)の停留所名称およびコースを変更しました。

○タクシー車両(普通車)による予約型運行コース(2コース)

予約に応じて、バス停からフリー降車区域内の目的地まで運行をしています。

ご利用ください

上記経路変更などにより運行ダイヤを調整しています。毎年3月に各世帯へ配布しているコース図・時刻表をご覧ください。市役所本庁、小笠支所、プラザきくる、プラザけやき、菊川市立総合病院、菊川文庫、小笠図書館、各地区センターなどにもあります。市ホームページ(右記)からもご覧いただけます。





上・下水道

問い合わせ

開始・休止・料金に関すること 水道料金お客さまセンター
(☎73-1120 FAX 73-1121)

漏水・工事・水質に関すること 水道課 (☎73-1115)
宅内排水設備に関すること 下水道課 (☎35-0933)

■届出・問い合わせ

下記の場合には、専用の申込用紙を水道料金お客さまセンターまたは市役所窓口(本庁1階市民課)・小笠支所(中央公民館1階小笠市民課)へ提出してお手続きをください。水道料金お客さまセンターへはFAXでの提出も可能です。開始希望日の3営業日前までにお手続きをお願いします。申込用紙の提出は営業時間外、土日・祝日は受付していませんので、あらかじめご了承ください。



▼水道の使用開始

- ・家を新築したとき ・引越したとき
- ・一時使用するとき(ハウスクリーニング、一時的な工事など)

▼水道の使用休止

- ・家の取り壊しなどで水道を廃止するとき
- ・引越するとき ・長期間水道をご使用にならないとき

▼水道の使用変更

- ・使用者や所有者が変わったとき

《水道料金お客さまセンター》

営業時間 午前8時15分～午後5時
水曜日のみ午前8時15分～午後7時
※土日・祝日・年末年始を除く

問い合わせ 菊川市水道事務所 1階
☎73-1120 FAX73-1121

■水道料金と下水道使用料

▼料金の支払いについて

水道料金と下水道使用料は2カ月分まとめて請求しています。以下の方法でお支払いください。

○納入通知書での支払い

検針した翌月の15日頃に納入通知書を水道料金お客さまセンターから郵送します。納入通知書と料金を市役所(本庁、小笠支所)、または下記の取扱金融機関の窓口、コンビニエンスストアで納期限までにお支払いください(ゆうちょ銀行は取り扱っていません)。

○口座振替での支払い

ご指定の口座から料金が自動的に支払われる便利な制度です。検針した翌月の末日(土日・祝日は直前の金融機関営業日。12月のみ25日)に振り替えます。もし、残高不足などのため振替ができなかった場合は、検針した翌々月の10日に再度振り替えをします。「納入通知書(ある人)」、「通帳」、「通帳の届出印」を持参し、下記の取扱金融機関で申し込みください。

※取扱金融機関および取扱コンビニエンスストアの一覧は、市ホームページ(右記)をご覧ください。



○スマートフォン決済アプリでの支払い

スマートフォン決済アプリで納付できます。

利用可能なスマートフォン決済アプリ

PayPay

PayPay

※LINE Payは令和7年4月23日に取り扱いを終了します。

■下水道の費用

排水設備工事を行い、下水道を使用するためには次の費用がかかります。

- ・下水道接続工事費(排水設備の設置費や浄化槽の処分費、くみ取り便所の場合は水洗便所に改造する費用)
- ・受益者負担金(分担金)

※接続時に一度だけお支払いいただきます(20万円)。

- ・下水道使用料(接続後、汚水量によって計算されます)

■下水道への接続支援

下水道の供用開始から2年以内に接続していただく場合、以下の支援を受けることができます。

負担金 (20万円)	供用開始から1年以内に接続した場合、負担金を60%減免します。 (20万円が12万円減免され、8万円になります)
	供用開始から1年を超え、2年以内に接続した場合、負担金を30%減免します。 (20万円が6万円減免され、14万円になります)
補助金	(下水道接続工事費-30万円)×1/4 ※上限10万円 (供用開始2年以内で既存の一般住宅に限る)
工事資金融資 あっせん と 利子補給	金融機関から低金利で融資が受けられ、市がそのうち1/2(3%を限度)を利子補給します。

※負担金の減免や補助金を利用するには、申請年度の同一年度末までに接続工事が完了していなければなりませんので、ご注意ください。

■漏水の点検をお願いします

宅地内の漏水は、大切な水道水が無駄になるだけでなく、皆さんの料金にも影響します。漏水は自分自身でも簡単に確認することができますので、定期的に点検を行いましょう。

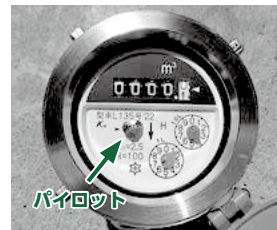
▼水道メーターによる漏水の発見方法

①屋内や外にあるすべての蛇口を閉めます。

②メーター内のパイロット(右図)をしばらく見て、回転の有無を確認します。

③もしパイロットが回っていたら、どこかで漏水している可能性があります。指定給水工事業者へ調査・修理を依頼してください。費用は自己負担となります。

※指定工事業者が分からない場合は水道課へ問い合わせください。



上・下水道



救急・防災

■平日夜間や休日の急病のとき

▼受診できる病院のご案内

	昼間 (各医療機関の診療時間)	夜間 (午後7時～10時)	深夜 (午後10時～翌朝8時15分)
平日	市内の開業医院 菊川市立総合病院	急患診療所	菊川市立総合病院
土曜日	市内の開業医院 菊川市立総合病院	菊川市立総合病院	
日曜日・ 祝日	急患診療所 ※歯科は午前のみ	菊川市立総合病院 【午後5時～】	

※入院や手術の必要がない救急診療は、急患診療所をご利用ください。

※急病以外は通常（昼間）の診療時間に開業医院（かかりつけ医がある場合はかかりつけ医）を受診してください。

※菊川市立総合病院（菊川市東横地 1632 ☎35-2135）での受診は、原則重症患者に限ります。

▼小笠掛川急患診療所（☎ 61-1299）のご案内

場所 掛川市杉谷南 1-1-30 中部ふくしあ 2 階
(東名掛川インターチェンジ東側、希望の丘内)

診療科目 内科・小児科
外科（日曜日・祝日のみ）
歯科（日曜日・祝日の午前のみ）

診療日 平日夜間、日曜日・祝日、年末年始
(12月29日～1月3日)

診療時間 平日夜間：午後7時～午後10時
(受付：午後9時30分まで)
日曜日・祝日：午前9時～正午
(受付：午前11時30分まで)
午後1時～午後5時
(受付：午後4時30分まで)

※受診の場合は、事前に急患診療所（☎61-1299）に連絡してください。

※交通事故と労災の診察は受けられません。

■災害のときは

地震や風水害などの大災害に備え、普段から非常持ち出し品や非常用品を準備しておきましょう。また、災害時には、あわてずにストーブやガスなどを消し、火の元の確認を必ずしましょう。

▼災害用伝言サービス

災害用の伝言ダイヤルは、被災地の人たちが録音した安否情報などを親戚や友人などが再生することができるサービスです。

使用できる電話は、一般加入電話・公衆電話・各社携帯電話（一部事業者を除く）です。

音声で録音方法や再生方法を案内してくれますので、それに従って操作してください。

○操作方法

伝言を登録（録音）する

- ①「171」をダイヤル 音声案内が流れる
- ②「1」をダイヤル 音声案内が流れる
- ③自宅の電話番号をダイヤル
音声案内が流れる
- ④30秒以内で伝言を入れる
例えば「花子です。家族は皆無事で市が開設した避難所（〇〇小学校）にいます」

伝言を聞く（再生する）

- ①「171」をダイヤル 音声案内が流れる
- ②「2」をダイヤル 音声案内が流れる
- ③安否を確認したい相手の電話番号をダイヤルすると録音された音声流れる

▼同報無線音声確認サービス

同報無線の放送を確認できるサービスです。直近の放送2回分を聞くことができます。

（☎35-2133） ※通話料金がかかります。

▼防災用品チェックリスト

避難するには次の品々が必要です。水・食糧は最低7日分程度の備えをしておきましょう。

非常持出袋	持ち出し品をあらかじめ入れておき、両手がふさがらないようにしましょう。
飲料水	1人1日3リットルを目安にしましょう。
非常食	火を通さずに食べることができ、保存の可能なものにしましょう。
ラジオ	災害時は正しい情報で正しい行動をしましょう。電池の備えもお忘れなく。
応急医療品	ばんそうこう、包帯など。病人やお年寄りは常用している薬も用意しておきましょう。
衣類・下着類など	下着、上着、タオル、毛布、手袋、帽子、マスク。赤ちゃんがいる場合は紙おむつ。
ライターろうそく	火がつくかどうかの確認をしましょう。
懐中電灯	夜間や暗がりを移動する時に必要です。
軍手	ガレキなどの除去や寒さ対策にも使えます。
多機能ナイフ	ナイフや缶切りなど、いろいろな活用ができます。
貴重品	現金（小銭）、印鑑、通帳、保険証など。
生活必需品	自身が普段の生活になくてはならないものを用意しましょう。メガネ、生理用品、トイレットペーパー、筆記具、雨具など。
携帯トイレ	1日1人5回分を用意しておきましょう。



▼避難所

避難情報が発表された際に避難する場所を確認し、普段から避難経路を確認しておきましょう。

※必ず自分の地区にある避難所へ避難しなければならない訳ではありません。

※避難する際は、食料や備蓄品を持って避難しましょう。

菊川市指定避難所一覧 (令和7年4月時点)

地区	自治会	地震	台風・大雨
西方	公文名、沢田、島川、田ヶ谷、堀田上、堀田下、堀之内	堀之内小学校 (西方2140)	西方地区センター (西方2300-1)
町部	緑ヶ丘、日吉町、宮前、西通り、本通り上、本通り下、 新通、初咲町、日之出町 1、柳町	堀之内小学校 (西方2140)	町部地区センター (堀之内1500 プラザきくる1階)
加茂	白岩下、白岩段、西袋、三軒家、小川端、長池	加茂小学校 (加茂5114)	加茂地区センター (加茂5112)
	白岩東	菊川西中学校 (加茂38)	
内田	森、御門、杉森、政所、月岡、東平尾、西平尾、 稲荷部、高田、段平尾、平尾	内田小学校 (下内田1637)	内田地区センター (下内田1730)
六郷	五丁目上、五丁目下、打上	菊川西中学校 (加茂38)	六郷地区センター (本所2406)
	日之出町2、上本所上、上本所下、上本所団地、 雇用促進第1、虹の丘、宮下	菊川東中学校 (本所670)	
	下本所、下半済、小出、神尾上、神尾下、牛渕上、牛渕下、島	六郷小学校 (本所2200)	
	牧之原上、牧之原下	牧之原農村婦人の家(牧之原227-5)	
	青葉台 1、青葉台 2、青葉台 3、県営住宅、 つつじヶ丘、雇用促進第 2、仲島	青葉台コミュニティセンター (青葉台1丁目12-2)	
横地	奥横地、段横地、川島、西横地、土橋、奈良野、 三沢、横地雇用促進、星ヶ丘	横地小学校 (東横地1886)	
河城	吉沢、上倉沢、下倉沢、六本松、友田、東富田、 西富田、沢水加、和田	河城小学校 (吉沢556)	河城地区センター (吉沢451-1)
	潮海寺上、潮海寺中、潮海寺下、富士見台	菊川東中学校 (本所670)	
平川	上平川、池村、志茂組	小笠北小学校(嶺田59)	
	堤、志瑞、石原、八幡谷、東組、奥の谷、新道、 下新道、本町、岳洋、五反通、平ノ都	岳洋中学校 (下平川5430)	平川コミュニティ 防災センター (下平川1835)
嶺田	東嶺田、中嶺田、西嶺田、西ヶ崎、堂山	小笠北小学校 (嶺田59)	小笠北小学校 (嶺田59)
	大石	小菊荘 (大石88)	
小笠南	河東西、河東中、東河東、南町、山西、高橋口、 高橋中、南ニュータウン、大門、サンライズ	小笠南小学校 (高橋3503)	小笠南地区 コミュニティセンター (高橋3669-1)
	原磯部(磯部)	小笠東小学校 (川上1348-2)	
	原磯部(高橋原)	布引原南公民館 (赤土2250-7)	
小笠東	布引原	布引原南公民館 (赤土2250-7)	
	丹野、古谷、川東、川中、川西、三協、棚草、 赤土上、赤土下、赤土団地、城山下、花水木	小笠東小学校 (川上1348-2)	

■被災者支援

静岡県弁護士会が災害時に使える支援制度の情報を集めた「被災者支援チェックリスト」を作成しています。

災害時には、救助法等の適用の有無をご確認の上、状況に応じたチェックリストをご活用ください。

チェックリストは、静岡県弁護士会ホームページ(右記)からご覧ください。





市内の医療機関一覧

わたしの街のお医者さん

	医療機関名	診療科目	所在地	電話番号
個人医院	池ヶ谷内科医院	内・循	菊川市仲島 2-1-5	37-1011
	石崎耳鼻咽喉科	耳	菊川市加茂 686-1	37-3387
	うちだ泌尿器科・内科クリニック	泌・内・人工透析	菊川市加茂 5095-1	36-2000
	笠井医院	内	菊川市朝日 4-1	35-2533
	菊川青葉台医療クリニック	内・呼・循・リウ・形・整・皮・リハ・消	菊川市青葉台 1-2-3	35-3232
	菊川眼科	眼	菊川市加茂 5134	37-0222
	菊川耳鼻咽喉科	耳	菊川市加茂 5433	37-2511
	菊川整形外科	整・リウ・リハ	菊川市加茂 5097	37-3000
	木佐森医院	内・循・小	菊川市堀之内 1257	35-2033
	北島クリニック	内・人工透析	菊川市奈良野 39-6	35-0700
	こばやし眼科	眼	菊川市下平川 1793-1	73-8282
	桜井医院	皮・漢方・内	菊川市堀之内 1453	35-3993
	篠原医院	内・循・糖	菊川市下平川 1508	73-3555
	杉原脳神経外科クリニック	脳・神内・外・リハ	菊川市加茂 4968	37-0005
	田宮こどもクリニック	小・ア	菊川市加茂 6192	35-0801
	ひろくみ医療クリニック	内・外・老内・心外	菊川市堀之内 557-40	35-1693
	松下産婦人科医院	産婦	菊川市加茂 1990	36-3221
	みやぎ整形外科・内科クリニック	整・内・呼・リウ・リハ	菊川市下平川 1833-1	75-0201
	森クリニック	外・消	菊川市加茂 6196	35-6662
市立病院	菊川市立総合病院	内・小・外・整・泌・産婦・耳・皮・リハ・精・リウ・形・麻	菊川市東横地 1632	35-2135
	菊川市家庭医療センター (あかつちクリニック)	内・心内・小・外・整・産婦・皮	菊川市赤土 1055-1	73-2267

診療科目内訳

内 … 内科	脳 … 脳神経外科
呼 … 呼吸器科	整 … 整形外科
循 … 循環器科	泌 … 泌尿器科
消 … 消化器科	産婦… 産婦人科
神内… 神経内科	眼 … 眼科
糖 … 糖尿病内科	耳 … 耳鼻咽喉科
心内… 心療内科	皮 … 皮膚科
ア … アレルギー科	リハ… リハビリテーション科
リウ… リウマチ科	精 … 精神科
小 … 小児科	麻 … 麻酔科
外 … 外科	人工透析
形 … 形成外科	漢方
心外… 心臓血管外科	
老内… 老年内科	



小笠掛川歯科医師会

診療は会員診療所へ

医療機関名	所在地	電話番号
泉地歯科クリニック	菊川市堀之内 1435	64-4182
うえむら歯科	菊川市加茂 2182	35-2223
うさみ歯科クリニック	菊川市加茂 5568	37-0300
大内歯科医院	菊川市下平川 5298-1	73-5888
笠原歯科医院	菊川市本所 1440-2	36-6110
かとう歯科	菊川市仲島 1-10-4	35-0201
黒田デンタルクリニック	菊川市下平川 945-1	75-0022
甲賀駅前歯科医院	菊川市堀之内 1428	36-3265
甲賀歯科医院	菊川市本所 1495-1	36-1184
藤田歯科医院	菊川市下平川 1396-2	73-2121
まごころ歯科	菊川市本所 1444	25-6480
宮城歯科医院	菊川市下平川 1897-1	73-2030
武藤歯科医院	菊川市半済 1214-2	35-2057
かわべ歯科※	菊川市半済 1118	36-1220

※保険診療はしていません。



小笠袋井薬剤師会

医療機関名	所在地	電話番号
あさひ薬局	菊川市加茂 6194	36-0200
小笠薬局	菊川市赤土 1061-1	73-5695
オレンジ薬局菊川店	菊川市加茂 5135	37-0561
かものはし薬局	菊川市加茂 668-2	28-9555
ききょう薬局菊川店	菊川市半済 537-1	37-0113
菊川みなみ薬局	菊川市加茂 5432	37-1670
杏林堂薬局菊川調剤センター	菊川市本所 1314-2	37-3711
杏林堂薬局菊川病院前店	菊川市半済 540-1	36-6981
小西薬局かも店	菊川市加茂 5505	35-1172
小西薬局堀之内店	菊川市堀之内 1280	35-8501
そうごう薬局菊川店	菊川市加茂 4969	36-6371
なかじま薬局	菊川市仲島 1-13-1	36-3609
新倉薬局	菊川市堀之内 443-4	35-3777
ひだまり薬局	菊川市奈良野 39-9	35-8300
V・drug 菊川病院前薬局	菊川市東横地 1607-1	37-0122
平和堂薬局	菊川市本所 1103	35-6762
みつばち薬局	菊川市吉沢 331-1	37-1161
南山堂薬局小笠店	菊川市下平川 1507-1	73-2036
南山堂薬局平田店	菊川市下平川 1836-9	75-0777
ラビィダ菊川薬局	菊川市仲島 1-12-14	35-1850





市内体育施設料金一覧

■小中学校体育施設、棚草運動場施設、河川防災ステーション多目的広場の貸し出し

- ・施設貸し出しは、社会教育課(中央公民館 ☎73-1118)で行います。
- ・学校施設を使用したい団体は、団体登録が必要です。年度ごとに更新が必要になります。

■令和7年度市内体育施設抽選日程

▼申込方法

菊川市公共施設Webサイトおよび社会教育課、指定管理者菊川市スポーツ協会グループの窓口（市民総合体育館 赤土 1070-1、堀之内体育館 堀之内 61）で申し込みができます。

菊川市公共施設Webサイトは右記をご確認ください。



▼抽選日程

○抽選申込期間

使用月の2カ月前の15日～25日

※ただし、4月分の抽選については、2月21日～2月27日が申込期間となりますのでご注意ください。

○抽選日 使用月の前月1日

○抽選時間 午前7時

○抽選方法 自動抽選

○抽選結果

自動抽選後に登録メール先へ抽選結果を送信します。メール登録のない人は、各自予約システムへログインし抽選結果を確認または、担当部署へ確認をお願いします。※学校体育施設の使用には、使用団体の登録が必要になります。窓口で申請される場合は、許可証を提示してください。

※小学校グラウンドの夜間の利用で使用するポイントは、中央公民館（社会教育課）で購入できます。ポイントの払い戻しはできませんので、使用予定を考慮し、ポイントの購入をお願いします。

■市体育館、グラウンド、テニスコート、小菊荘グラウンド(ナイター含む)施設の貸し出し

下記施設の貸し出しについては、指定管理者菊川市スポーツ協会グループ(市民総合体育館 ☎73-5600、堀之内体育館 ☎35-8041)の窓口で行います。小菊荘グラウンドは小菊荘(☎73-2460)の窓口で行います。

名称	施設
市民総合体育館	屋内運動場・剣道場・柔道場・会議室
小笠体育館	屋内運動場
堀之内体育館	屋内運動場・2階
菊川運動公園	菊川球場・炭焼きさわやか菊川グラウンド・ローンゲーム場・北グラウンド
和田公園	多目的広場・テニスコート(人工芝)
尾花運動公園	多目的広場・テニスコート(人工芝)
尾花公園	テニスコート(ハード)
菊川公園	グラウンド
小菊荘グラウンド	グラウンド
丹野グラウンド	グラウンド
小笠グラウンドゴルフ場	グラウンドゴルフ場

※指定管理者菊川市スポーツ協会グループ(市民総合体育館 ☎73-5600、堀之内体育館 ☎35-8041)でコイン・ポイントの購入ができます。払い戻しはできませんので、使用予定を考慮し、コイン・ポイントの購入をお願いします。

※小菊荘グラウンドのコインは、小菊荘でのみ販売しています。

■市内体育施設料金一覧

▼菊川運動公園

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
野球場 (菊川球場)	6:00 - 8:30	1,030円	3,090円
	8:30 - 12:30	1,670円	5,010円
	12:30 - 17:00	1,880円	5,640円
	17:00 - 19:30	1,030円	3,090円
ローンゲーム場	8:00 - 12:30	無料	利用不可
	12:30 - 18:30		
炭焼きさわやか菊川グラウンド 多目的広場 陸上トラック	8:00 - 12:30	無料	利用不可
	12:30 - 18:30		
	6:00 - 8:30	1,300円	3,900円
	8:30 - 12:30	2,080円	6,240円
芝生グラウンド	12:30 - 17:00	2,350円	7,050円
	17:00 - 19:30	1,300円	3,900円

▼菊川運動公園北グラウンド

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
グラウンド	8:00 - 12:30	無料	利用不可
	12:30 - 18:30		



※無料でニュースポーツの用具の貸し出しを行っています。

▼和田公園テニスコート

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
テニスコート 〔人工芝〕 (1面)	6:00 - 8:30	530円	1,590円
	8:30 - 12:30	870円	2,610円
	12:30 - 17:00	970円	2,910円
	17:00 - 18:30	310円	930円
	18:30 - 21:30	650円	1,950円

※テニスコート(2面)の使用料は、1面使用料の2倍になります。

▼和田公園テニスコートの夜間照明使用料

点灯時間	照明点灯時間帯	使用料 (1時間当り)	
		市内	市外
	17:00 - 21:30	420円	1,260円

※ポイント購入時間は1時間、3時間、5時間、10時間単位になります。

▼和田公園多目的広場

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
多目的広場	8:00 - 12:30	無料	1,470円
	12:30 - 17:00		1,470円
	17:00 - 18:30		480円
	18:30 - 21:30	※	970円

※時間帯内で使用したい時間分のコインを購入します。

和田公園多目的広場の夜間照明使用料

点灯時間 (コイン1枚当り)	照明点灯時間帯	使用料 (コイン1枚当り)	
		市内	市外
40分	17:00 - 21:30	1,110円	3,330円

▼尾花運動公園テニスコート・多目的広場

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
テニスコート 〔人工芝〕	6:00 - 8:30	530円	1,590円
	8:30 - 12:30	870円	2,610円
	12:30 - 17:00	970円	2,910円
	17:00 - 18:30	310円	930円
多目的広場	8:00 - 12:30	無料	1,470円
	12:30 - 18:30		1,970円
	18:30 - 21:30		2,960円

※多目的広場の使用料には、夜間照明施設使用料が含まれます。

▼尾花公園テニスコート

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
テニスコート 〔ハードコート〕	6:00 - 8:30	無料	利用不可
	8:30 - 12:30		
	12:30 - 17:00		
	17:00 - 18:30		

▼菊川公園グラウンド

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
グラウンド	8:00 - 12:30	無料	1,470円
	12:30 - 17:00		1,470円
	17:00 - 18:30		480円
	18:30 - 21:30	※	970円

※時間帯内で使用したい時間分のポイントを購入します。

▼菊川公園グラウンドの夜間照明使用料

点灯時間	照明点灯時間帯	使用料 (1時間当り)	
		市内	市外
	17:00 - 21:30	2,500円	7,500円

※12月からR8.3月までは、夜間照明施設の使用はできません。
※ポイント購入時間は0.5時間・1時間・1.5時間・3時間・4.5時間単位になります。

▼小菊荘グラウンド 問い合わせ 小菊荘(☎73-2460)
小菊荘で使用申請してください。

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
グラウンド	8:00 - 12:30	無料	1,470円
	12:30 - 18:30		1,950円
	12:30 - 17:00	※	1,470円
	17:00 - 18:30	※	1,480円
	18:30 - 21:30	※	970円

※時間帯内で使用したい時間分のコインを購入します。

小菊荘グラウンドの夜間照明使用料

点灯時間 (コイン1枚当り)	照明点灯時間帯	使用料 (コイン1枚当り)	
		市内	市外
25分	17:00 - 21:30	1,040円	3,120円

※12月からR8.3月までは、夜間照明施設の使用はできません。

▼丹野グラウンド(丹野球場)

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
グラウンド	8:00 - 12:30	無料	1,470円
	12:30 - 18:30		1,970円

▼小笠グラウンドゴルフ場

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
グラウンド ゴルフ場	8:30 - 12:30	無料	1,310円
	12:30 - 17:00		1,470円

▼棚草運動場多目的広場

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
多目的広場	8:00 - 12:30	無料	1,470円
	12:30 - 18:30		1,970円





▼河川防災ステーション多目的広場

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
多目的広場	8:00 - 12:30	無料	利用不可
	12:30 - 18:30		

▼内田小・小笠北小ナイター

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
グラウンド	18:30 - 21:30	※	970 円

※使用する前に団体登録が必要になります。

※時間帯内で使用したい時間分のポイントを購入します。

▼内田小・小笠北小グラウンドの夜間照明使用料

点灯時間	照明点灯時間帯	使用料 (1 時間当り)	
		市内	市外
	17:00 - 21:30	1,665 円	4,995 円

※ポイント購入時間は 1 時間、3 時間、6 時間、9 時間
12 時間単位になります。

▼市民総合体育館

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
1 面 (西・中・東)	8:00 - 12:00	650 円	1,950 円
	13:00 - 17:00	650 円	1,950 円
	17:00 - 19:00	310 円	930 円
	19:00 - 21:30	400 円	1,200 円
2 面	8:00 - 12:00	1,300 円	3,900 円
	13:00 - 17:00	1,300 円	3,900 円
	17:00 - 19:00	620 円	1,860 円
	19:00 - 21:30	800 円	2,400 円
3 面	8:00 - 12:00	1,950 円	5,850 円
	13:00 - 17:00	1,950 円	5,850 円
	17:00 - 19:00	930 円	2,790 円
	19:00 - 21:30	1,200 円	3,600 円
剣道場	8:00 - 12:00	650 円	1,950 円
	13:00 - 17:00	650 円	1,950 円
	17:00 - 19:00	310 円	930 円
	19:00 - 21:30	400 円	1,200 円
柔道場	8:00 - 12:00	650 円	1,950 円
	13:00 - 17:00	650 円	1,950 円
	17:00 - 19:00	310 円	930 円
	19:00 - 21:30	400 円	1,200 円
会議室	8:00 - 12:00	650 円	1,950 円
	13:00 - 17:00	650 円	1,950 円
	17:00 - 19:00	310 円	930 円
	19:00 - 21:30	400 円	1,200 円

▼堀之内体育館

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
1 階 半面	8:00 - 12:00	650 円	1,950 円
	13:00 - 17:00	650 円	1,950 円
	17:00 - 19:00	310 円	930 円
	19:00 - 21:30	400 円	1,200 円
1 階 全面	8:00 - 12:00	1,300 円	3,900 円
	13:00 - 17:00	1,300 円	3,900 円
	17:00 - 19:00	620 円	1,860 円
	19:00 - 21:30	800 円	2,400 円
2 階	8:00 - 12:00	650 円	1,950 円
	13:00 - 17:00	650 円	1,950 円
	17:00 - 19:00	310 円	930 円
	19:00 - 21:30	400 円	1,200 円

▼小笠体育館

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
1 階 半面	8:00 - 12:00	650 円	1,950 円
	13:00 - 17:00	650 円	1,950 円
	17:00 - 19:00	310 円	930 円
	19:00 - 21:30	400 円	1,200 円
1 階 全面	8:00 - 12:00	1,300 円	3,900 円
	13:00 - 17:00	1,300 円	3,900 円
	17:00 - 19:00	620 円	1,860 円
	19:00 - 21:30	800 円	2,400 円

▼小学校体育館

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
バレーコート (1 面)	8:00 - 12:00	650 円	1,950 円
	13:00 - 17:00	650 円	1,950 円
	17:00 - 19:00	310 円	930 円
	19:00 - 21:30	400 円	1,200 円

※バレーコート (2 面) の使用料は、1 面使用料の 2 倍
になります。

(コート数: 2) 小笠東小・小笠南小・小笠北小・
六郷小・内田小・横地小・加茂小・
堀之内小・河城小

※使用する前に団体登録が必要になります。

▼中学校体育館

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
バレーコート (1 面)	19:00 - 21:30	400 円	1,200 円

※バレーコート (2 面) の使用料は、1 面使用料の 2 倍
になります。

(コート数: 2) 岳洋中・菊川西中・菊川東中

※使用する前に団体登録が必要になります。

市公式メール情報配信サービス 「茶こちゃんメール」をご利用ください

問い合わせ 危機管理課防災対策係(☎35-0923)

同報無線の内容や防災の情報を メールでお届けします

携帯電話やパソコンのメール機能を利用して、防災・防犯・イベント情報など、市民の皆さんに役立つさまざまな情報をお届けする『茶こちゃんメール』を無料で配信しています。

どなたでも登録できますので、ぜひご利用ください。

配信内容

防災情報(地震情報・気象情報・土砂災害警戒情報)は、日本語、英語、ポルトガル語で24時間配信しています。また、火災情報や同報無線で放送された内容のほか、イベントや生活情報など、市民の皆さんに役立つ情報配信もお届けしています。

茶こちゃんメールの登録・利用方法

①空メールを送信

[chako-entry@tokyoanpi.sbs-infosys.com]へ空メール(件名・本文は不要)を送信してください。または右記2次元コードを読み取り、送信してください。



②返信メールを受信し、登録用URLにアクセス

「茶こちゃんメール 登録・変更のご案内」が自動で返信されます。案内に従い、登録用URLにアクセスしてください。

「返信メールが届かない」という人は…

迷惑メール対策などで受信拒否設定をしている場合は、「tokyoanpi.sbs-infosys.com」のドメインからのメールを受信可能にしてください。設定方法は、各携帯電話会社や各携帯ショップへ問い合わせください。

③登録する

登録画面が表示されたら、「利用規約」を確認の上、「配信を希望する情報」、「居住地域・性別」を選択してください。

④完了メールを受信する

「登録完了」のメールが届けば登録完了です。

「市LINE公式アカウント」の友だち登録をお願いします

問い合わせ 市長公室広報係(☎35-0924)

無料情報配信アプリ「LINE」で、市からの情報が皆さんのスマートフォンなどに直接届きます。受信設定を行うと、自分の必要な情報のみを受け取ることができます。ぜひご利用ください。

配信内容

防災、医療・健康、子育て、観光・イベントなど

登録方法

LINEの「友だち追加」から「@kikugawa_city」を検索。または、右記2次元コードを読み込んでください。



「テレビのデータ放送」をご覧ください 問い合わせ 市長公室広報係(☎35-0924)

静岡朝日テレビの「データ放送(dボタン)」を活用し、市からのお知らせを発信しています。パソコンやスマートフォンを利用していない人などでも、ご家庭のテレビで市からの情報を見ることができます。ぜひご利用ください。

視聴方法

- ①テレビのチャンネルを静岡朝日テレビ(5チャンネル)に合わせる。
- ②リモコンの「dボタン」を押す。
データ放送基本画面が表示されたら「菊川市の広報情報※」にカーソルを合わせリモコンの「決定」ボタンを押す。

- ※テレビ購入時に住所登録をしていない場合は、「SATV自治体広報情報」と表示されます。
リモコンの「決定」ボタンを押し、自治体一覧から「菊川市」を選択してください。
- ③知りたい情報にカーソルを合わせ内容を確認する。

もしものときの気象情報

気象情報の流れ

大雨や暴風などの気象情報は、一般的に「注意報」から「警報」、「特別警報」の順に発令されます。また、土砂災害発生危険性が高まったときには「土砂災害警戒情報」、災害の発生につながるような猛烈な雨を観測した場合には「記録的短時間大雨情報」が発令されます。気象情報には十分注意し、「土砂災害警戒情報」「記録的短時間大雨情報」「特別警報」に進んだ場合には、まず、自らの安全を確保することを最優先に考えて行動してください。

注意報

警報

特別警報

警戒情報

土砂災害

記録的短時間

大雨情報

雨量や河川情報の入手先 ●NHK(テレビ) データ放送「d」ボタンで検索

▶気象庁ウェブサイト



▶防災情報ポータルサイト



▶静岡県土木総合防災情報サイポスレーダー



▶川の防災情報



市役所・支所への電話は、各課直通番号をご利用ください

菊川市役所本庁(堀之内61) 電話番号	
1階	市民課
	住民記録係 35-0917
	戸籍係 35-2811
	(パスポート窓口) 35-0905
	国保年金係 35-0915
	税務課
	市民税係 35-0912
	資産税係 35-0913 35-0918
	管理徴収係 35-0910 35-0918
	環境推進課
2階	環境政策係、環境推進係 35-0916
	会計課
	会計係 35-0911
	市長公室
	秘書係 35-0907
	広報係、営業戦略係 35-0924
	総務課
	行政係、人事研修係 35-0921
	契約検査係 35-0920
	企画政策課
3階	企画係、DX推進係 情報システム係 35-0900
	危機管理課
	防災計画係、防災対策係 35-0923
	防災強靱化室
	防災強靱化係 35-0962
	財政課
	財政係 35-0922
	資産経営係 35-0919
	建設課
	管理係 35-0902
4階	維持整備係 35-0934
	流域治水係 35-0946
	都市計画課
	都市計画係 35-0932
	駅北開発推進係 35-2813
	住宅建築係 35-0957
	都市整備係 35-0931
	農林課
	農業振興係 35-0938
	農地利用係 35-0939
	土地改良係 35-0940
	茶業振興課
	茶業振興係 35-0944
	(茶業協会) 35-0954
	商工観光課
	産業振興係、商工観光係 35-0936
	消費生活センター 35-0937
	監査委員事務局
	監査係 35-0926
	議会事務局
	総務係 35-0941

プラザきくる(堀之内 61) 電話番号	
2階	地域支援課
	自治振興係、市民協働係 35-0925
	市民協働センター 35-2220

菊川市水道事務所(赤土1503) 電話番号	
1階	水道料金お客さまセンター 73-1120
2階	水道課
	庶務係、事業係 73-1115

菊川浄化センター(加茂3410-2) 電話番号	
下水道課	
	庶務係 35-0933
	事業係 35-0945

プラザけやき(半済1865) 電話番号	
福祉課	
	社会福祉係 37-1123
	生活福祉係 37-1251
	障がい者福祉係 37-1252

長寿介護課	
	高齢者福祉係 37-1254
	包括支援係 37-1120
	介護保険係 37-1253

健康づくり課	
	保健医療係 37-1112
	健康増進係 37-1175

こども政策課	
	こども政策係 37-1171
	幼保こども園係 37-1131

子育て応援課	
	家庭支援係 35-0914
	こども相談係 35-0955
	こども保健係 37-1136
	こども発達係 37-1137

小笠支所・中央公民館(下平川6225) 電話番号	
小笠市民課	
	市民福祉係 73-1111

教育総務課	
	総務係、施設係 73-1136

学校教育課	
	学校政策係、ICT推進係 73-1113
	学校指導係 73-1110
	教育支援センター 73-1110

社会教育課	
	社会教育係 73-1114
	スポーツ振興係 73-1118

産業支援センター(堀之内1446) 電話番号	
産業支援センター ^{エンガワ} EnGAWA	35-0930

埋蔵文化財センター(下平川618-1) 電話番号	
埋蔵文化財センターどきどき	73-1137

図書館 電話番号	
菊川文庫	36-2220
小笠図書館	73-1132

児童館・子育て支援センター 電話番号	
菊川児童館	37-1135
きくがわ子育て支援センター	37-1135
小笠児童館	73-5698
おがさ子育て支援センター	73-5698

消防本部(東横地 385) 電話番号	
消防本部・消防署	35-0119

病院 電話番号	
菊川市立総合病院	35-2135
菊川市家庭医療センター	73-2267

給食センター(加茂1110-16) 電話番号	
菊川学校給食センター	35-2023

地区センター 電話番号	
西方地区センター	36-0682
町部地区センター	36-0455
加茂地区センター	36-0487
内田地区センター	36-5499
横地地区センター	35-3352
六郷地区センター	35-3459
牧之原農村婦人の家	0548-27-2838
青葉台コミュニティセンター	35-0202
河城地区センター	36-0681
平川コミュニティ防災センター	73-1010
嶺田地区コミュニティセンター	73-3737
小笠東地区コミュニティセンター	73-6566
小笠南地区コミュニティセンター	73-6330

その他 電話番号	
小菊荘	73-2460
文化会館アエル	35-1515
環境資源ギャラリー	23-2273
環境保全センター	35-2065
黒田家代官屋敷資料館	73-7270

休日・夜間、担当課が分からないときは
総合案内・時間外受付(☎35-2111)へ

菊川市役所市長公室広報係

〒439-8650 菊川市堀之内 61 番地

☎35-0924

発行日／2025年4月17日

※市外局番が記載されていないものは、
すべて0537-〇〇-〇〇〇〇となります。